

総務地域連携常任委員会（所管事項説明）資料

目 次

◎ 所管事項

【部長所管】

1 地籍調査の推進について	1
2 川上ダム建設事業について	3
3 木曽岬干拓地について	5
4 大仏山地域の土地利用の検討について	9
5 バス交通対策について	15
6 リニア中央新幹線について	17
7 情報化の推進について	19
8 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	23
9 県から市町への権限移譲について	27
10 「美し国おこし・三重」の取組について	29

【スポーツ推進局長所管】

11 地域スポーツの推進について	45
12 スポーツイベントの開催について	47
13 スポーツ施設の管理運営について	53
14 平成33年第76回国民体育大会の開催準備について	57
15 競技スポーツ水準の向上について	63

【南部地域活性化局長所管】

16 南部地域の活性化について	67
17 東紀州地域の活性化について	69
18 過疎・離島地域の振興について	71

○別冊資料

(別冊1) 三重県情報システムについての別冊資料

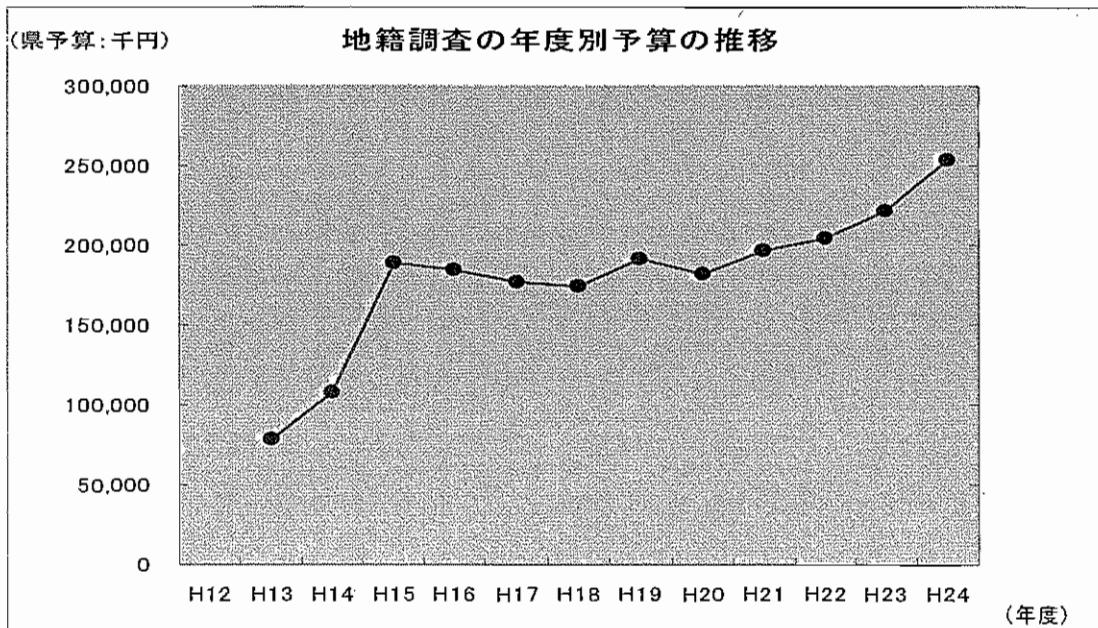
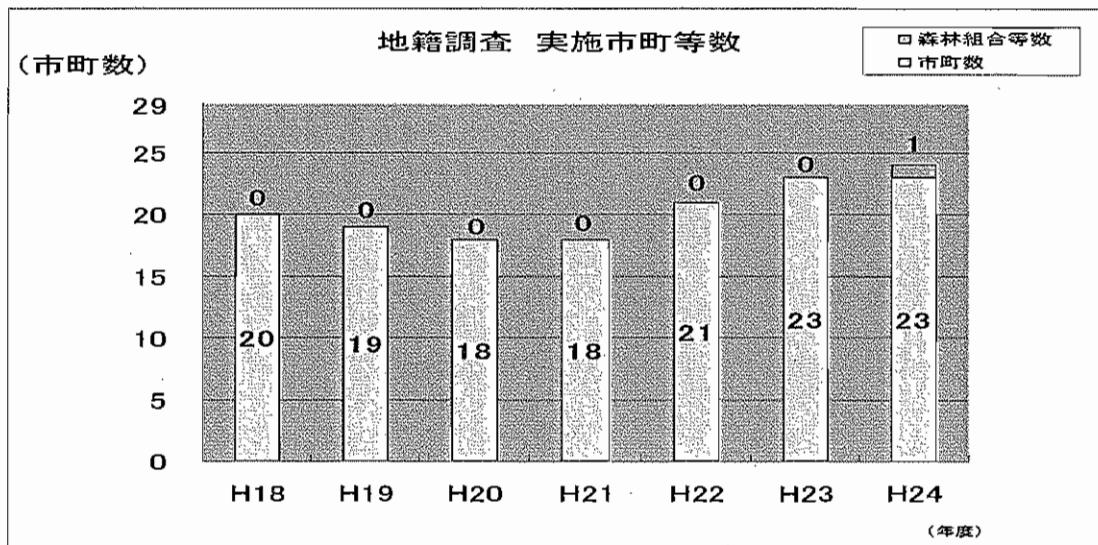
(別冊2) 三重県スポーツ施設整備方針

平成24年5月25日
地域連携部

1 地籍調査の推進について

1 現状

- (1) 法務局備え付けの登記簿及び公図は、明治初期の地租改正の調査記録を基礎としたものが多く、面積や形状等現地と合致していないため、土地の利用計画及び土地の売買に支障をきたしています。
- また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界紛争、災害時の現地確認ができない等の問題が起きています。
- (2) 地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化などさまざまな効果があります。
- (3) 休止・未着手市町へ実施に向けた働きかけを行った結果、未着手市町を解消し、平成24年度の調査実施市町数は、県内29市町のうち23市町及び1森林組合（新規）となっています。



2 課題・問題点

- (1) 本県の地籍調査の進捗率は、平成23年度末で、8.40%と全国平均の49%（平成22年度末）に比べて極めて低い状況です。
- (2) 休止市町は、地籍調査の必要性や有効性について一定の理解はあるものの、財政状況の悪化や行政ニーズの多様化等により十分な実施体制づくりが困難となっています。また、かつての調査地区で地籍調査により境界問題が生じたことなどから休止となっている市町もあります。
- (3) 県内においては、東海・東南海・南海地震などの大規模地震の発生が懸念されているなかで、調査が実施されていないと災害復旧・復興に支障を来たすこととなることから、大規模災害の備えとして、地籍調査を促進する必要があります。
- (4) 山林部においては、所有者の高齢化や森林の荒廃等により境界が不明確となり、土地境界に関する基礎的な情報把握や森林管理が困難となっています。

3 処理方針

(1) 調査推進の取組

- ・休止6市町の市町長等に地籍調査の必要性や効果を説明し、早期の事業実施に向けた取組を促すとともに、実施市町に対しては事業規模の拡大に向け働きかけます。
- ・県庁内公共事業関連部局で構成する「三重県地籍調査推進会議」を設置し、地籍調査の必要性や実施による用地調査等負担軽減等説明するとともに、公共事業による測量・調査の成果を地籍調査と同等の成果として反映するよう働きかけ、地籍調査の促進を図ります。

(2) 市町への支援

- ・平成23年度より、地籍調査をより効率的に実施できるように、市町が調査着手前の計画・調査業務を行う「地籍調査スタートアップ事業」及び地籍調査以外の測量・調査の成果を地籍調査と同等の成果として活用する「地籍整備推進調査」に対する経費の支援を行っています。
- ・三重県国土調査推進協議会等が主催して講習会等を開催し、普及・啓発活動や技術的支援を実施します。また、未加入市町に対しても加入いただくよう働きかけます。

2 川上ダム建設事業について

1 現状

川上ダムは、独立行政法人水資源機構が伊賀市（旧青山町）地内の淀川水系前深瀬川に建設中の多目的ダムで、上野遊水地、河道掘削（木津川、服部川、柘植川）とあわせて、伊賀地域の浸水被害の軽減と、水道水源の確保のため必要不可欠な施設として推進してきた事業です。

完成予定は平成 27 年度、総事業費は約 1,180 億円となっており、平成 23 年度末までの事業費は約 600 億円、進捗率は約 51% となっています。

事業は昭和 56 年に着手し、これまでに家屋移転は完了し、用地についても約 97% を取得済みで、平成 23 年 1 月には、本体工事の準備工事である転流工工事（仮排水路トンネル工事）が完了しており、現在、付替道路工事を実施しています。

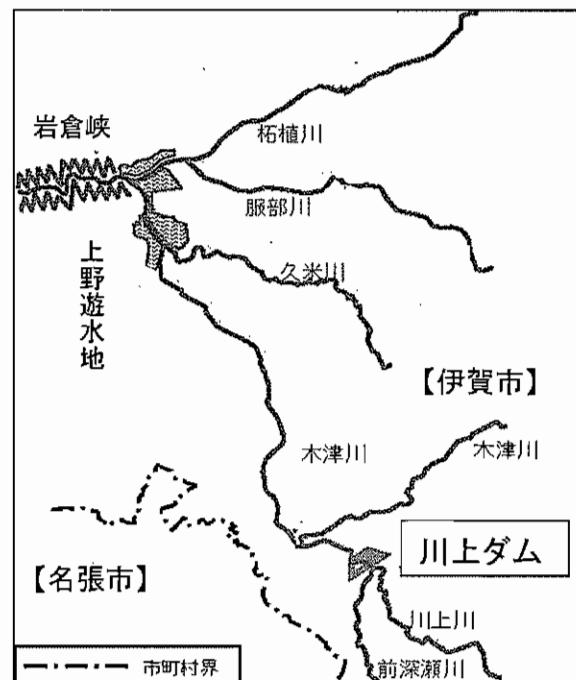
また、川上ダムの建設を行うために必要となる法手続として、平成 21 年 3 月に「淀川水系河川整備計画」の策定、平成 21 年 4 月に「淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」の変更が閣議決定され、平成 23 年 2 月には「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」の変更が認可されています。

2 課題

国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換により、川上ダムは検証の対象とされ、平成 22 年 9 月に示された見直し基準に基づき、現在、検証作業が行われています。検証を終えるまで新たな段階となる本体工事に進まないこととなっているため、治水・利水効果の発現の遅れ、工期の延伸に伴う費用の増大が懸念されています。

3 対応方針

川上ダムは、本県にとって治水、利水の両面において必要不可欠な施設であることから、検証を速やかに実施し、早期にダムを完成するよう、国、水資源機構に強く働きかけていきます。



3 木曽岬干拓地について

1 経緯と現状

木曽岬干拓事業は、農家の経営規模拡大、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的に、昭和41年度に国営事業として着手され、昭和48年に干陸しました。その後、社会情勢の変化により、木曽岬干拓地を農業的土地区画整理事業から都市的土地区画整理事業に転換し、その有効利用を図ることが求められるようになりました。

平成11年6月には、木曽岬干拓地土地利用検討委員会の報告書で、「当面は現状の地盤高での利用を前提とした適切な利用を図りつつ、将来的には盛土等を前提とした高度な形での都市的な土地利用に発展させていく」という段階的な土地利用が現実的で望ましい」と提言されました。

この提言を土地利用の基本的な考え方とし、県が当面の土地利用計画を策定して、平成13年3月に国から購入しました。（三重県：335.2ha、約117億円、愛知県：79.6ha、約28億円）

(1) わんぱく原っぱの整備

わんぱく原っぱにつきましては、この当面の土地利用計画に基づいて事業を進めており、平成18年6月から建設発生土による盛土（-0.5m → +4.5m）を開始して、平成24年4月末で約209万m³（計画約260万m³）の土を搬入しています。

なお、平成25年度の供用に向けて、平成23年度は測量・設計を行いました。

(2) 保全区の整備

平成17年度に伊勢湾岸自動車道を挟んだ干拓地の北部約174ha（三重県：約145ha、愛知県：約29ha）について、環境影響評価を行いました。

平成18年度から22年度にかけて、この環境影響評価に基づく環境保全措置として、希少種の猛禽類「チュウヒ（絶滅危惧IB類）」等の保全区（57ha）を干拓地の南端で整備しました。

(3) メガソーラー事業の誘致

メガソーラー事業の誘致につきましては、伊勢湾岸自動車道に隣接する南側の冒険広場、ディキャンプ場予定地である約60haにおいて、土地利用計画の変更に関し、東海農政局と協議を進めています。

(4) アクセス道路

国道23号から干拓地に至るアクセス道路として、干拓地の整備と並行し、県道木曾岬弥富停車場線の整備を実施しており、県土整備部と連携して、平成23年度末に干拓地から町道松永上藤里線まで供用しました。

(5) 将来の土地利用の検討

将来の土地利用に向けた基礎的な調査として、平成21年度から22年度に実施した土地利用方策の検討では、物流・農業関連・環境関連等の業種の立地の可能性が考えられました。

それを受け、平成23年には立地可能な業種に応じた道路や上下水道などのインフラ整備のパターンや概算工事費について検討を行いました。

2 取組方針

(1) わんぱく原っぱの整備

わんぱく原っぱにつきましては、引き続き、盛土造成を進めるとともに、平成25年度の供用を目指し、平成24年度にわんぱく原っぱの工事を実施します。

(2) メガソーラー事業の誘致

東海農政局等関係機関との協議が整った後には、雇用経済部や愛知県等と連携して、事業者を公募し誘致を進めたいと考えています。

(3) 環境影響評価事後調査

環境影響評価書に基づき平成18年度から実施している環境影響評価事後調査を継続して行います。

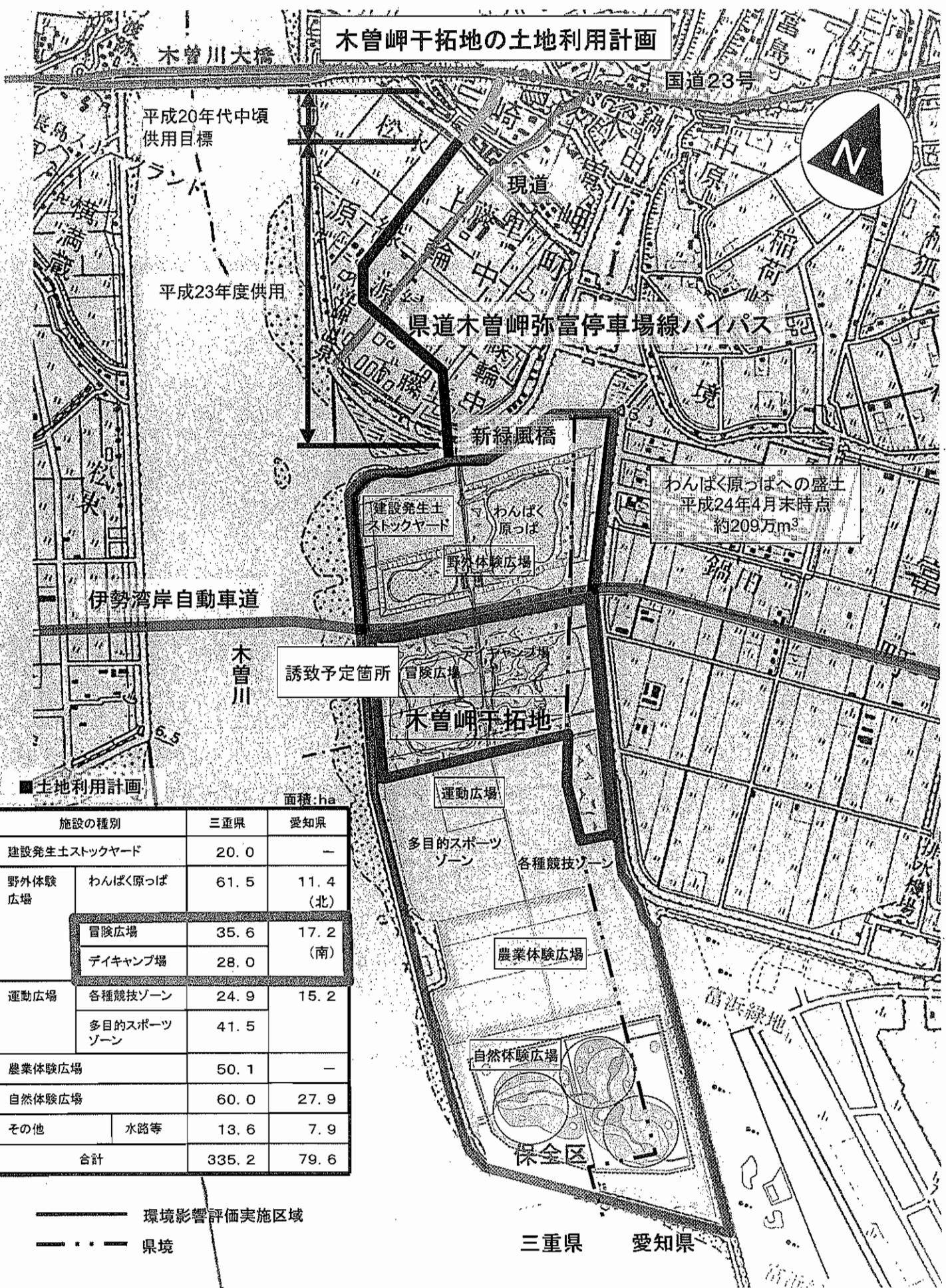
(4) アクセス道路

県道木曾岬弥富停車場線バイパス工事につきまして、町道から国道23号までは、県土整備部において事業を進めることとなっています。

(5) 将來の土地利用の検討

将来の土地利用の検討につきましては、メガソーラー事業の誘致による相乗効果も期待できることから、これらを含めて都市的 土地利用の具体化に向けた調査を進めていきたいと考えています。

以上、木曾岬干拓地の取組については、引き続き地元や愛知県などの関係機関及び関係者との連携を図りながら進めていきたいと考えています。



4 大仏山地域の土地利用の検討について

1 概 要

(1) 昭和 40 年代に、中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地約 94ha のうち、約 52ha (工業団地予定地 (県土地開発公社等所有地) 約 22ha、地域連携部所管地約 30ha) が未利用地となっています。

そのため、これまで関係市町とともに、「大仏山地域連絡協議会」などを通じて、工業団地予定地の土地利用を中心に検討を重ねてきました。

(2) 工業団地予定地につきましては、関係 3 市町 (伊勢市、明和町、玉城町) と協議を重ね、平成 21 年 1 月、「ゼロベースで土地利用を考える」同意を得ました。

そのため、新たな土地利用を検討することを目的として、関係 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」を平成 21 年 3 月 27 日に設置しました。

(3) 平成 21 年度は、関係市町と協議を行い、「土地利用の方向」について、とりまとめました。

【土地利用の方向】

①現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用

②隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用

(4) 平成 22 年度は、土地利用の方向を踏まえ、下部組織の調整会議で地形的条件、土地利用にかかる制約事項、大仏山地域の自然環境・植生分布の現況委託調査結果等を考慮し、現状の自然を生かした利用を図るため「憩い・健康づくりの空間」、「自然を学ぶ・守る空間」、「自然を守る空間」という三つの区域別に分けて土地利用を図る検討を行いました。

(5) 第 3 回協議会 (平成 23 年 6 月 22 日開催) では、平成 22 年度の調整会議での議論を踏まえた 3 つの区域別に土地利用を図ることについて確認を行いました。

(6) 平成 23 年度は、第 3 回協議会で確認された区域別の土地利用イメージを踏まえて、周辺集落へのヒアリング、活動団体へのヒアリング、関係団体へのヒアリング、住民アンケート調査を行い、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体、規模、手法の検討等を進めました。

(7) 多様な主体の参画の可能性については、活動団体・関係団体等のヒアリングから当該地域の里山の保全活動に参画意向を示す団体や利用者として参加の意向を示す団体がありました。

土地利用者等の需要予測については、周辺住民アンケートから当該地域の里山保全活動についてニーズに沿ったプログラムなど十分な参加機会を提供できれば、参加可能性のある利用者は多いと考えられます。

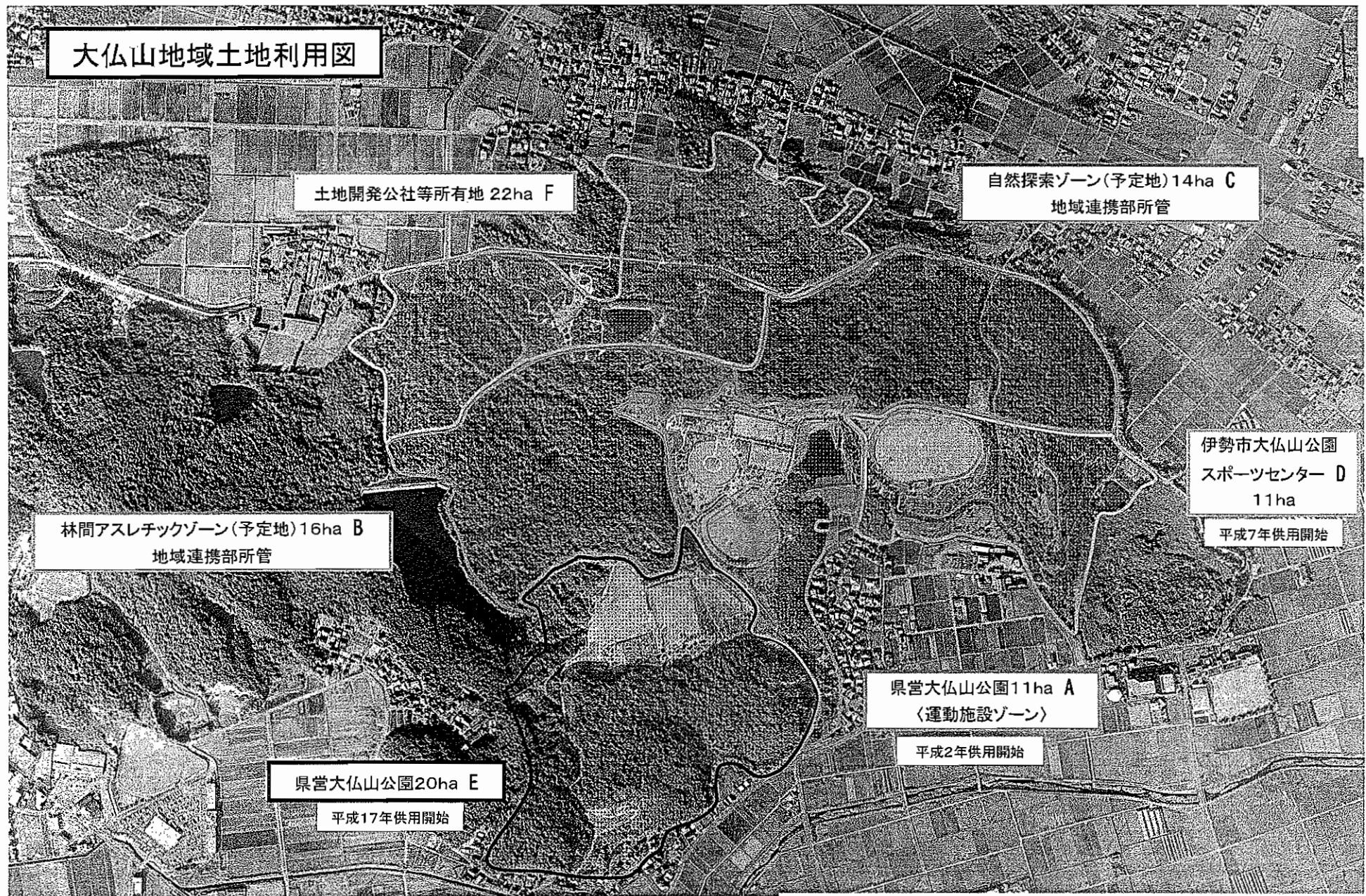
里山の保全・活用の実現可能な事業主体・規模・手法については、行政だけでなく、地域住民、市民団体等多様な主体と連携を行い持続可能な管理・運営規模で行う方向で考えています。

2 課題

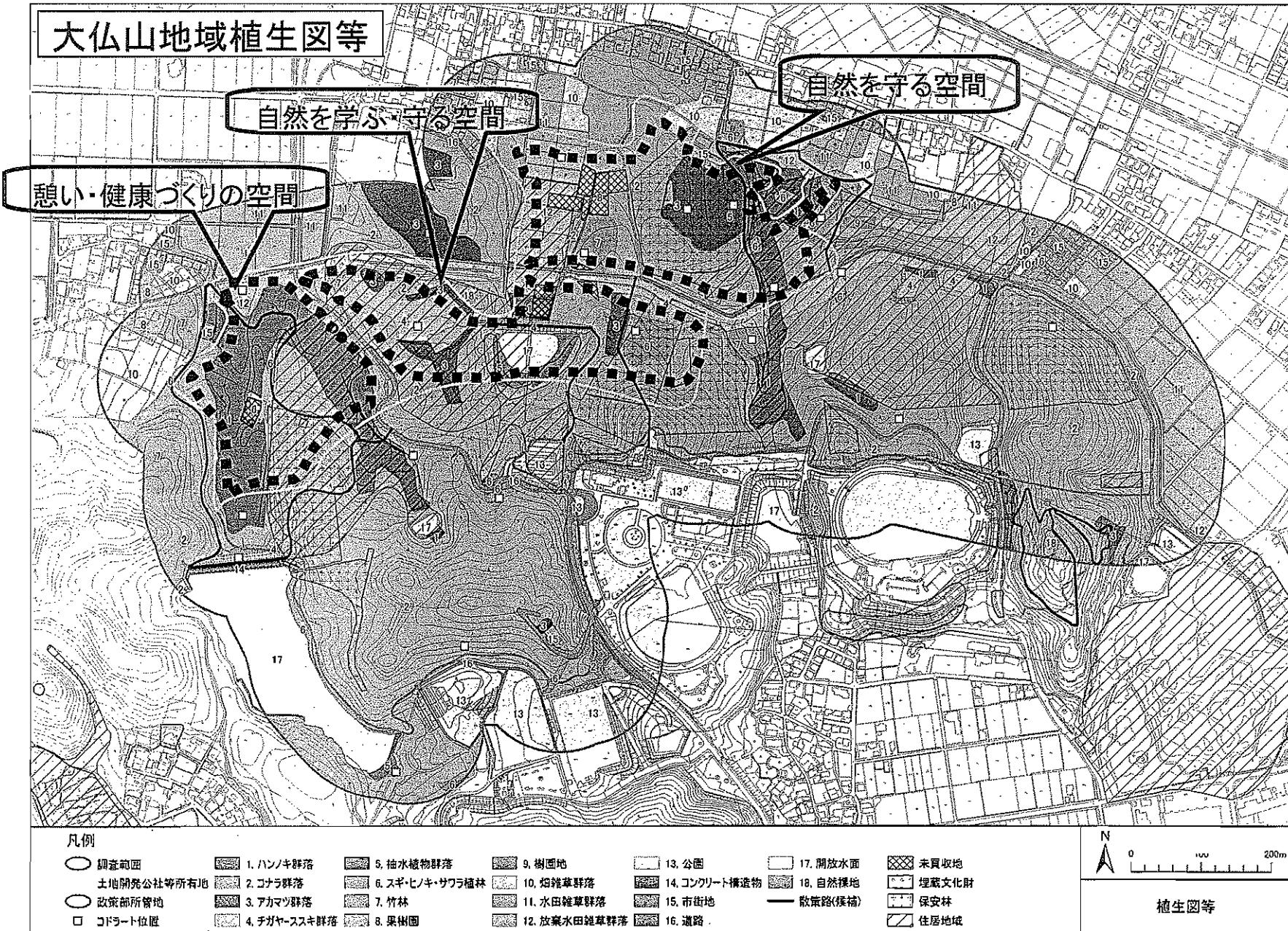
里山の保全・活用を具体化するためには、様々なニーズを踏まえた、実現可能性、持続可能性の高い利活用を行う有効な手法について検討を進めいく必要があります。

3 今後の対応

平成23年度の調整会議等の検討結果を踏まえて、平成24年度は里山の保全・活用について、持続可能な利活用方法を「大仏山土地利用検討協議会」を通じてニーズを踏まえた土地利用の方針、利活用の手法、望ましい連携手法、運営体制等の議論を重ねていきます。



大仏山地域植生図等



平成23年度大仏山地域の土地利用調査結果と24年度の取組み

1. 社会的環境調査結果(需要予測等のヒアリング・アンケート調査)

◆既存資料の収集・整理

◆周辺集落へのヒアリング調査

- ・大仏山の歴史・文化
- ・過去の利用状況
- ・保全・活用アイデア
- 伊勢市:4自治区
- 明和町:7自治会
- 玉城町:2区

◆活動団体・関係団体ヒアリング調査

- ・現在の利用状況
- ・保全・活用アイデア
- ・将来の関与可能性

市民団体:8
企業:3
近隣小学校:3

◆周辺住民アンケート

- ・保全・活用ニーズ
- ・里山保全への関心
- ・活動への参加意向
- 郵送配布・郵送回収
配布:16歳以上、1,500名
回収:566件(37.7%)

大仏山の歴史・文化

- 【奈良時代】奈良の大仏建造に使用⇒名の由来
- 【江戸時代】紀州藩田丸領に許可を得て下刈り、ため池の築造
- 【明治時代】国から民間に払い下げ⇒大部分「長更」所有、止め山
- 【昭和初期】:はげ山、子供の遊び場⇒植林を実施
- 【昭和40年代~】:燃料革命により山を手放す⇒放置、森林化、ヤブ化
- 【伝統行事】山の神(豊作祈願)、浅間祭、爪描き地蔵、朝香宮殿下碑

現在の利用状況(活動団体等ヒアリング)

- NPO法人うにの郷クラブ
- 【エリア】大仏山地域西側
- 【活動】竹林整備、散策路整備、体験工房、イベント実施、小学校連携
- 大仏山自然クラブ**
- 【エリア】県営大仏山公園南側の山林・竹林
- 【活動】竹林整備、外来種除去、自然観察会、公園管理棟での展示
- 小俣まちづくり協議会**
- 【エリア】伊勢市大仏山スポーツ公園内
- 【活動】横輪桜の植樹、維持管理、宮川用水への植樹と維持管理
- 県営公園の利用**
- ・年間利用者数は約21万人、年々増加傾向
- ・子どもの遊び(ファミリー、幼稚園・保育園)、健康づくりに散歩やウォーキング、野球場・テニスコートの施設利用が多い。

保全・活用アイデア(周辺集落・活動団体等ヒアリング)

土地利用

- ・目標設定
- ・ゾーニング
- ・段階的な利用、整備
- ・経営的視点
- ・周辺集落・公園との連携
- ・利用のルール設定

ハード面(施設整備)

- ・拠点的施設
- ・散策路、ウォーキングコース
- ・ビオトープ
- ・老人向け施設
- ・アスレチックフィールド
- ・道の駅
- ・駐車場
- ・トイレ
- ・明和町側の管理道路拡幅)

ソフト面(イベント、プログラム)

- ・下刈り
- ・炭焼き
- ・竹林整備、竹活用
- ・外来種対策
- ・自然観察
- ・歴史遺跡探索
- ・ウォーキング
- ・森林セラピー
- ・貸し農園

維持管理・運営

- ・コーディネーター
- ・監視体制
- ・指導者、学芸員
- ・専門家、アドバイザー
- ・シルバー人材の活用
- ・産官学民

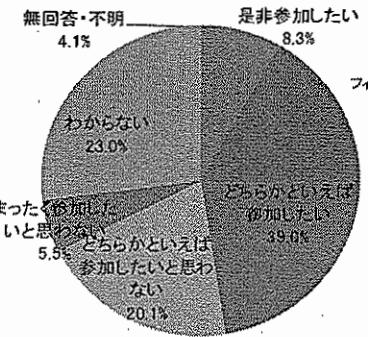
過去の利用状況

- 焚き山としての燃料利用(下刈り、枝払い、マツの葉、薪)
- 肥料として落葉利用
- 食料採取の場(キノコ狩り、止め山によるマツタケ採り、ウサギ狩り、山菜)
- 建材としての利用(マツ、スギ⇒家や橋の建築材料)
- 子ども達の遊びの場(どこでも歩き回れる、裸地すべり台、凧揚げ、遠足)
- 山道による集落間交流

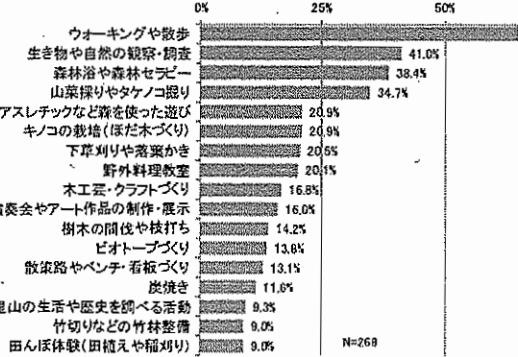
一般利用者ニーズ(周辺住民アンケート)

- ・大仏山地域の認知度は9割以上、非常に馴染みの深い場所。
- ・昔の里山の姿を知る人は少ないが、「里山として保全していく」ことへは、約9割が賛成。重要性は十分に理解されている。
- ・里山保全活動についても54%と半数以上が関心をもち、活動に「参加したい」層も47%と半数近くに上る。
- ・特に散歩・ウォーキング、自然観察・環境学習、レクリエーション系プログラムへの意向が高い。

里山保全や利用につながる活動に参加したいですか?



どのような活動やイベントに参加したいですか?



将来の関与可能性

- ・大仏山での既活動団体は3団体。活動エリアの拡大には課題あり。
【課題】イベントへの参加者減少、人手不足、資金確保
- ・周辺地域で里山保全や自然環境保全などの活動をしている市民団体が多い。
(ヒアリング実施団体で2団体関与の意向有り)
- ・小学校にとっては、既に環境学習は授業に組み込まれ、利用するには特別な目的があると利用しやすい。移動は徒歩のため、その時間もネック。
- ・地域貢献に関心の高い企業からは、協力の可能性はあるとの意向。
- ・周辺集落の参画の関心はそれほど高くはないが、周辺の一般住民の里山保全活動への関心、参加意欲は高い。

2. 調査結果のまとめ

①保全・活用の方向性

保全・整備の進め方

- ①整備目標の設定
- ②段階的な整備
- ③最小限のハード施設整備
- ④継続的な維持管理・運営
- ⑤地域課題への対応

土地利用の方向性

- ①自然環境・生き物へ配慮した場
- ②多様な参画が可能な場
- ③周辺集落との連携
- ④公園との連携による相乗効果

参画意向を示す団体も有
利用者として参加の意向も有

②多様な参画の可能性

日常的な管理やイベント等の企画運営への参画

- ①大仏山で既に活動をしている団体の協力を得るには、活動上の課題解消が必要(人手不足、資金不足)
- ②周辺集落(自治会等)の参画への関心はそれほど高くない。積極的に活動してもらえるかは、今後の意識付け次第。
- ③周辺地域の活動団体は、参画可能性高い。働きかけ方次第で協力が得られる。

参加者や利用者としての参画

- ①企業…地域貢献活動への意欲の高く、人的、資金面や資材面の協力・協賛もありえる。
- ②学校…現授業と差別化した土地利用が利用につながる。移動支援の手段も要検討。
- ③個人…参加意向は高いが、参加を得るにはプログラム等の受け皿・実施体制作りが前提。
- ④シルバー人材活用、ボランティア登録制も有効

多くの利用者が見込める

③土地利用者等の需要予測

- 確実に参加が見込まれる利用者…年間約5万人
- 参加可能性があると予想される利用者…年間約20万人

持続可能な
管理・運営規模

④実現可能な主体・規模・手法

- 構想は行政が主体となり立案、最小限の整備は行政が実施
- 里山の保全・活用は、行政、多様な主体等連携して行う

3. 今後の検討課題

○ニーズを踏まえた持続可能な利活用手法の検討

4. 24年度の取組み

○里山保全・活用方策調査

- ・基本理念、基本方針、推進方策案の検討、概算事業費の算出

5 バス交通対策について

1 これまでの経緯等

(1) 国の補助制度の改正

国の補助制度が平成23年度から改正され、従来の、複数市町をまたぐ事業者路線（地域間バス）に対して県と国が協調補助する制度から、住民代表を加えた県主宰の協議会（三重県生活交通確保対策協議会）が策定した「生活交通ネットワーク計画」に基づくバス路線に対して県協議会と国が協調補助する方式に改められました。

加えて、これまで国の補助対象外であった市町バス（地域内バス）に対しても、「地域間バス」に接続するなど一定の条件を満たせば、国の補助が受けられるようになりました。

(2) 市町との役割分担等

県では、国の制度改革の動きを見据えて、平成21年度には効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討し、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行いました。

その結果、複数市町をまたぐ「地域間バス」については県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」については市町が主体的に担うこととされたところです。

また、平成23年度の事業仕分けで、市町バスに対する県単補助金は「要改善」と判定され、「県と市町の役割を明確にしたうえで、改正された国の制度を活用し、県の負担を極力抑える方向で改善すべきである」等の意見が出されました。

2 生活交通のネットワーク化の推進

(1) 「地域間バス」の充実

バス交通を県民の移動手段として存続させ、利便性の高いものへ転換していくためには、末端の移動を担う「地域内バス」から、「地域間バス」や鉄道へ乗り継げるよう、生活交通のネットワーク化を進めていくことが求められています。

県は、適切な役割分担のもと、市町やバス事業者の協力を得ながら、生活交通のネットワーク化の中心となる「地域間バス」の充実を図っていくため、平成23年度、複数の市町をまたぐバス路線を対象に利用実態等を調べました。

この利用実態等を踏まえ、市町やバス事業者等と議論を重ね、県が支援する「地域間バス」の要件を整理し、平成25年度補助分から適用することとした。

また、市町バスについても、「地域間バス」としての基準を満たすものは、新たな補助対象路線として、県は国と協調し支援していきます。

(2) 県の補助制度の見直し

市町や事業者とのこれまでの議論を踏まえ、市町との適切な役割分担のもと、県は「地域間バス」に財源を集中して、その維持確保に努めることとし、市町バスに対する県単補助は、平成25年度補助分から廃止していきます。

また、利用者の非常に少ないバス路線である第3種生活路線については、国の制度改正に伴い「地域間バス」に集約できることから、あわせて廃止していきます。

これに対して、平成24年3月の政策総務常任委員会の委員長報告で、市町によっては、県の補助を廃止することにより、新たな財政負担が生じる可能性もあることから、経過措置の検討を求められたところです。

3 今後の対応

生活交通のネットワーク化を進めるため、国の新たな制度を活用し、限られた財源を有効に活かして「地域間バス」を充実させていきます。

また、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、県は市町に対して助言や情報提供等を行っていきます。

なお、平成25年度補助分からの廃止を考えている市町バスに対する県単補助については、政策総務常任委員会の委員長報告を受け、廃止に伴う経過措置について検討しているところです。

6 リニア中央新幹線について

1 最近の動向

リニア中央新幹線は、昭和 48 年 11 月に全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線」として基本計画決定された新幹線鉄道です。

国は、昨年 5 月に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」）を営業主体及び建設主体に指名し、同月、整備計画を決定のうえ、JR 東海に対し建設の指示を行いました。

これを受け、JR 東海は、東京・大阪間のうち名古屋までの区間において、概略ルート及び駅の概略位置等を公表し、環境影響評価の手続きに着手しました。

また、昨年 11 月に行われた「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」の中間駅設置予定県と JR 東海との協議で、JR 東海は、これまでの方針を大きく転換し、「中間駅設置費用を全額負担する」等の考え方を示しました。

【参考：整備計画等の概要】

- 1 整備計画（平成 23 年 5 月 26 日決定）
 - ・区間：東京都・大阪市
 - ・走行方式：超電導磁気浮上方式
 - ・最高設計速度：505 キロメートル/時
 - ・建設費用概算額（車両費含む）：9 兆 3 百億円
 - ・主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近
- 2 中間駅（東京・名古屋間）の概略位置（平成 23 年 6 月及び 8 月公表）
 - ・神奈川県：相模原市内
 - ・山梨県：峡中地域（甲府盆地南部）
 - ・岐阜県：中津川市西部
 - ・長野県：天竜川右岸平地部
- 3 今後の予定（*：JR 東海による計画）
 - ・国による工事実施計画の認可
 - ・着工：平成 26 年度*
 - ・開業：東京・名古屋間：平成 39（2027）年*
 - ・名古屋・大阪間：平成 57（2045）年*

2 主な課題

(1) 東京・大阪間の全線同時開業

J R 東海は、当面、東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で大阪まで整備するとしていますが、リニア中央新幹線の効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・名古屋間だけではなく東京・大阪間の全線が同時開業される必要があります。

(2) 県内の概略ルート及び駅の概略位置の早期公表

国が決定した整備計画では、主な経過地を名古屋市附近、奈良市附近としており、県内を通るルートとして計画されているものと考えられますが、建設主体であるJ R 東海は、名古屋市以西のルートについては未だ公表していません。

J R 東海に対し、東京・名古屋間と同じく、早期に県内の概略ルートと駅の概略位置を公表し、環境影響評価の手続きに入るよう、強く要請していく必要があります。

3 今後の対応

本県や関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会(会長：三重県知事)」や、沿線9都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会(会長：愛知県知事)」の活動を中心に、東京・大阪間の全線同時開業や県内の概略ルート及び駅位置の早期公表に向け、国やJ R 東海等に対して働きかけていきます。

7 情報化の推進について

1 情報化の取組について

国のIT戦略は、基盤整備から利活用へと移行し、「新たな情報通信技術戦略（2010年5月公表）」において国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現をめざしています。

本県では、「三重県IT利活用の基本方針」を策定し、県政の推進にIT（情報通信技術）を活用することで行政サービスの向上や行政運営の効率化に取り組むとともに、地域の情報格差の解消など、誰もが安心して安全に、かつ容易に使えるIT利活用の環境整備に取り組んでいます。

また、市町の情報化の支援として、情報システムの共同化やクラウドコンピューティング※の導入など、市町とともにより効率的な情報システムの活用に向けた検討に取り組んでいます。

※ クラウドコンピューティング（クラウド）：コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能を、ネットワーク（雲：クラウド）を介して利用する形態のこと。

2 本県の情報システムの現状

平成23年度における情報システムの状況は下記のとおりとなっています。

（1）情報システムの現状

三重県で運用を行っているシステムのうち、平成23年度に予算を執行したシステムは、知事部局、教育委員会、警察本部、企業庁、病院事業庁等を合わせ、全体で188システムでした。（別冊1：三重県の情報システム一覧参照）

平成23年度に再構築等を行った主なシステムは、「グループウェア」、「医療ネットみえ」等があります。

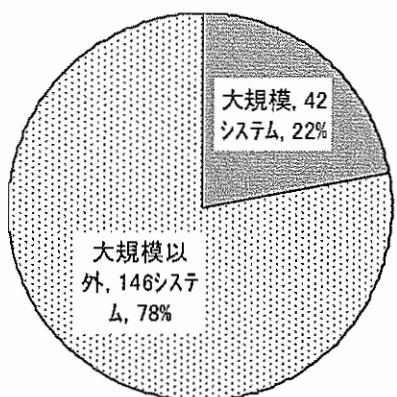
（2）情報システムの契約の状況

平成23年度における県全体の情報システムの予算額は約50億7千万円で、契約額の総額は約43億円でした。そのうち大規模システム※が約35億8千4百万円で全体の約83%を占めています。（別冊1：大規模システムの概要参照）

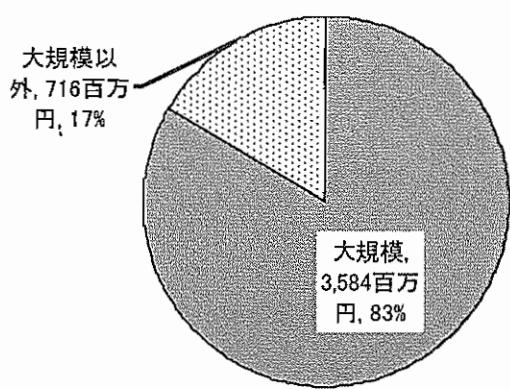
大規模システムの経費のうち、システム開発やコンピュータの購入費等、初期投資に必要なイニシャルコストは約11億3百万円であり、システム保守やコンピュータのリース費用、回線使用料等、経常的に必要なランニングコストは、約24億8千1百万円でした。全体の経費のうち、ランニングコストの占める割合は約69%となっています。

※ 大規模システム：年間経費（将来見込みを含む。）が5千万円以上のシステムを大規模システムとしています。（平成23年度決算では42システムが該当）

システム数の割合(平成23年度)

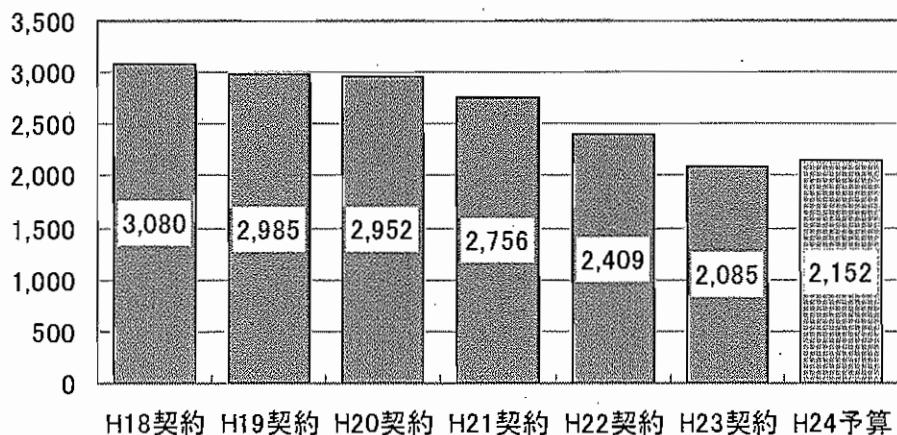


契約額の割合(平成23年度)



また、大規模システムのうち、平成18年度の情報システム審査委員会設置以降、運用を続けている35システムのランニングコスト(保守・運用経費)を比較すると、毎年、順調に減少しており、契約額では平成23年度においても、前年度と比較して約3億2千4百万円(約13%)、平成18年度と比較すると約9億9千5百万円(約32%)減少しています。

比較可能な大規模システム(35システム)のランニングコストの推移 (単位:百万円)



3 全庁的な基盤システムの運用について

行政サービスや行政情報の効果的な提供、行政運営の効率化を図るため、情報システムの安定運用・利用促進に取り組むとともに、基盤となる県情報ネットワークの安定運用に努めています。

(1) 県民サービスの充実

① 「県ホームページ」では、各所属が簡単に掲載できる仕組みを整え、最新情報を提供しています。

※ 月間平均アクセス件数(平成 23 年度)：約91万件

② 「電子申請・届出システム」では、インターネットを利用して県の行政手続きができ、手続きの軽減と効率化が図られています。

※ 申請様式のダウンロード件数(平成 23 年度)：147, 679件

③ 「G I S (地理情報システム)」では、地図情報を自由に編集できる簡易型G I Sを無料公開し、様々な地図情報を提供しています。

※ M-GIS ダウンロード累計件数(平成 23 年度末)：38, 513件

(2) 行政の業務効率化

① 一人一台パソコンを配備し、電子メールやグループウェア、TV会議システム等、様々なシステムを導入し、情報共有や事務効率化を図っています。

なお、平成 24 年度の更新パソコン台数は、1, 426 台を予定しています。

※ グループウェア 月平均アクセス件数(平成 23 年度)：約105万件

② 「総合文書管理システム」では、行政文書の起案、保存、情報公開、廃棄に至るまでの全般を電子化し、県内部の総合的な情報管理をしています。

※ 総合文書管理システム利用件数(平成 23 年度)：約56万件

※ ホームページでの文書件名公開件数(平成 24 年 3 月登録分まで)：約328万件

4 情報セキュリティ対策について

(1) これまでの取り組み

平成 18 年 4 月に、県が情報システム等で取り扱う個人情報や行政運営上重要な情報を、様々な脅威から防御するために遵守すべき基準を定めた「三重県電子情報安全対策基準」(情報セキュリティポリシー)を策定しました。

情報セキュリティポリシーの内容の定着化を図り、職員の情報セキュリティマインドの向上と情報漏洩等のセキュリティ事故を未然に防止するため、

① 新規採用職員、割愛採用職員、情報システム担当者、新任所属長など、対象者別の情報セキュリティ研修を実施

② 情報セキュリティポリシーに基づき、各情報システム管理者において作成すべき実施手順や情報資産管理簿の整備など、情報資産の適正管理を支援

③ 情報システム実地監査やセルフチェック、脆弱性診断の実施などに取り組んでいます。

また、県の行政ネットワークに関して、ファイアウォールによる外部からの攻撃の遮断や、専門事業者による24時間監視を実施しています。

(2) 今後の取り組みについて

昨年来、国の重要機関や特定企業をターゲットとした標的型のサイバー攻撃によりIDやパスワードが盗まれ、ネットワークに侵入して重要情報を盗まれるといった事例が発生しているなど、攻撃の手口が巧妙化しています。

このため、引き続き、対象者別の情報セキュリティ研修や脆弱性診断を実施して、職員の情報セキュリティマインドやセキュリティレベルの向上を図るとともに、国や他県、企業等に対するサイバー攻撃などの情報については、積極的に情報収集し、速やかに全庁で注意喚起を行うなど、情報セキュリティ事故発生の未然防止に努めています。

8 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 経緯

- (1) 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県と、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要なことから、県と市町が地域づくりの推進等について適切な役割分担のもと、協働して地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。
- (2) 協議会の検討会議では、地域づくりに関する全県的な課題や地域課題の解決に向けて取り組み、平成23年度は、全県的な課題2テーマ、地域課題21テーマの計23テーマに取り組みました。（別紙1参照）
- (3) なお、協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」（平成20年5月20日施行、以下「条例」という。）第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置づけています。

2 協議会の概要（別紙2参照）

(1) 構成員

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織で、会長に三重県知事、副会長に三重県市長会会長、三重県町村会会長および三重県地域連携部を担任する副知事が就任しています。また、それ以外に、市町長、副知事、危機管理統括監、県部局長等および県民センター所長が構成員となっています。

(2) 組織

協議会は、県内の全県的な政策課題等の協議・検討を行う「全県会議」と、県民センター単位で市町の地域づくりに関する課題の協議・検討を行う「地域会議」で構成されています。それぞれの会議には、「総会」または「トップ会議」のほか、「調整会議」と「検討会議」を設置して県と市町の担当職員が具体的なテーマの調整や検討を行っています。

なお、平成23年度に協議会の運営等について市町とともに検討を行った結果、平成24年度から「知事と市町長との1対1対談」をトップ会議の一つに位置づけるなどの見直しを行いました。

3 取組方針

市町との連携を強化し、協議会のそれぞれの会議体を適切に運営していきます。

また、県と市町の役割を明確にし、必要な情報の提供や国、県等の各種支援制度を有効に活用することで、地域づくりに関する課題等の解決に向けて市町とともに取り組んでいきます。

なお、協議会の平成23年度における取組状況については、今後、条例第5条に基づき9月会議へ報告するとともに公表を予定しています。

【参考】

「三重県地域づくり推進条例」（抜粋）

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

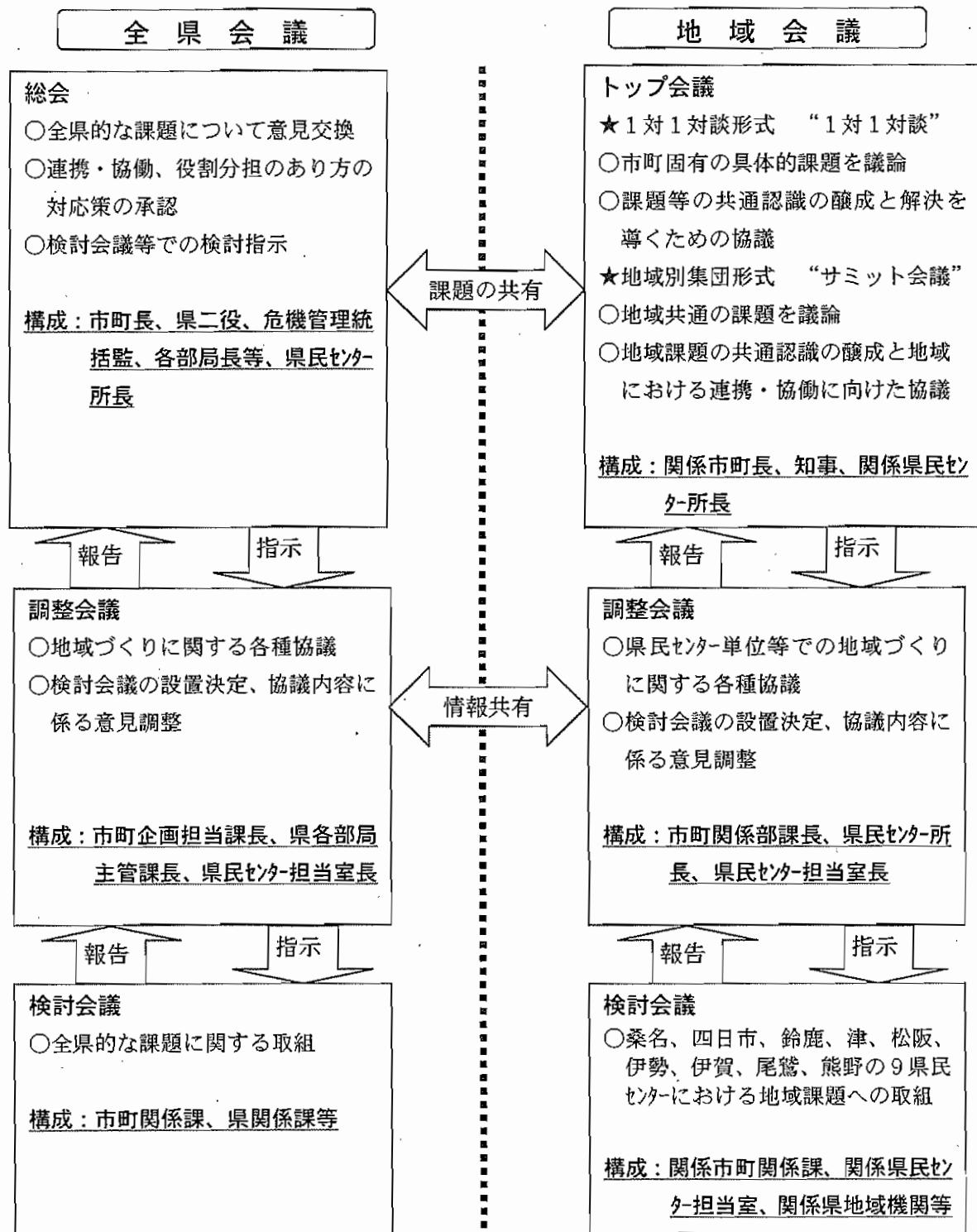
(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

平成23年度『県と市町の地域づくり連携・協働協議会』
検討会議テーマ一覧

全県会議のテーマ		地域会議のテーマ
		テーマ
• 暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議 • 地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議	塙 名 四日市 鈴 鹿 津 松 阪 伊 勢 伊 賀 尾 鷲 熊 野	<ul style="list-style-type: none"> ・いなべの里の蕎麦ブランド発信について ・地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組について <ul style="list-style-type: none"> ・三泗地域の防災体制の強化について ・トイレマップについて ・四日市市の中核市移行について <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を活かしたまちづくりについて ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携について ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について ・救急医療機関の適正利用に関する啓発活動について <ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピー基地等を活かした地域づくりについて ・歴史街道等を活かした地域づくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化地域対策について（山里の未来創造事業） ・定住自立圏構想の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策について ・伊勢志摩地域の集客について <ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想について ・伊賀地域における防災・減災力向上について <ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化支援のあり方について ・地域における防災対策について <ul style="list-style-type: none"> ・熊野地域における移住・交流の推進について ・防災に関する人材の育成及び活用について
計 2		計 21

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



事務局： 県・市長会・町村会

9 県から市町への権限移譲について

1 現状

本県では、市町の自主性・自立性の向上を図るため、平成12年に「三重県の事務処理の特例に関する条例」を制定し、県から市町への権限移譲を制度化しました。さらに、平成17年には、「三重県権限移譲推進方針」を策定し、権限移譲を積極的に進めてきた結果、平成23年度末には58法令等633事務（経由事務を除く）を移譲しています。

昨年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）に基づく権限移譲（法定権限移譲）が、本年4月（一部は平成25年4月）から実施され、これを踏まえて本年1月に改定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町にとってより効果的な権限移譲を推進していくこととしています。

【第2次一括法】

- ①都道府県から基礎自治体への権限移譲等を定めた法律
- ②本県関係分として、46法律358条項の事務が法令の規定により権限移譲

【三重県権限移譲推進方針】

- ①平成17年、権限移譲をより一層推進するための方針として、市町との協議を経て策定
- ②権限移譲の進め方として、市町の自主性・自立性の向上、効果・効率的な事務執行を図るため、関連する複数事務をパッケージにして移譲する「包括的権限移譲」を推進
- ③平成24年1月、市町での移譲の検討がより進むよう、パッケージの内容を第2次一括法を踏まえて見直し、加えてパッケージの形態も変更するなどの改定を実施
- ④移譲に伴う県から市町への支援について記載
 - ・財政的支援・・地方財政法に基づき、毎年度、移譲市町に対して交付金を交付。さらに、方針改定後のパッケージの移譲については上乗せの支援を実施
 - ・人的支援・・事務の内容により、必要な県職員の派遣や市町職員の受入を実施

2 権限移譲をとりまく課題

各市町においては、本年度から第2次一括法に基づく法定権限移譲事務を処理していますが、各市町の事務処理体制も様々であることから、必要に応じて適切な支援を行っていく必要があります。

また、改定した「三重県権限移譲推進方針」に基づくパッケージの移譲を中心に、条例による権限移譲をより一層進めていく必要があります。

3 今後の取組の方向性

(1) 第2次一括法に基づく法定権限移譲の円滑な実施

各市町において法定権限移譲事務が適切に処理されるよう、移譲後も各部と連携しながら、各市町の状況に応じた助言や担当者会議の開催等、必要な支援を行います。

(2) 条例による権限移譲の推進

改定した方針に基づき、具体的にパッケージの移譲が進むよう、各部と連携しながら、事務説明会の開催など、移譲に向けた市町との協議を進めます。また、パッケージ内容については、市町の意見を聴きながら常に見直しができるようにしていきます。

10 「美し国おこし・三重」の取組について

1 概要

「美し国おこし・三重」は、特色ある地域資源を生かして取り組む地域づくりを基本に、平成21年から平成26年までの6年間にわたって多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値を向上させ、発信するとともに、集客交流の拡大を図り、自立・持続可能で元気な地域づくりへとつなげていく取組です。

平成21年のオープニングに始まり、「地域での美し国おこし」と「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」に取り組み、その成果を平成26年の県民力拡大プロジェクトへ集約し、披露します。

2 平成23年度の取組実績について

(1) 地域での美し国おこし

① 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象として、座談会や説明会等を、平成23年度は588回、取組の開始以降1,812回開催しました。

② パートナーグループ登録の状況

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成23年度は79グループ、取組の開始以降342グループに登録いただきました。

③ パートナーグループへの支援

人材育成研修、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行いました。「(4) 扱い手の育成と支援」の項目で説明)

(2) テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

① 「海の命・森の命」

「人と自然の絆づくり」を理念に、三重県全域に広がる自然の恵みを生かしながら、豊かな暮らしづくりをめざすプロジェクトを展開しました。

② 「地域の誇り・地域の夢」

「人と地域の絆づくり」を理念に、歴史・文化をとおして人々と地域のつながりを深め、地域の誇りを見つめ直し、豊かな地域社会づくりをめざすプロジェクトを展開しました。

(3) 節目に行う効果的な情報発信の取組

① 「美し国おこし・三重」成果発表・交流会の開催

「美し国おこし・三重」の取組やパートナーグループの活動の成果を発表

し、相互の交流連携を促進するとともに、県内外へ情報発信するため、「『美し国おこし・三重』“ヒト・モノ・コト”発見・体感フェスタ」を次のとおり開催しました。

開催日：平成 24 年 3 月 3 日（土） 参加・来場者 約 2,400 人
場 所：メッセウイング・みえ（津市）

（4）担い手の育成と支援

① 人材（地域づくりのリーダー）育成

平成 23 年度は、ファシリテーション研修、広報・情報発信研修をそれぞれ県内 3 地域で、マネジメント研修を 2 地域で実施し、併せて延べ 124 人の皆さんに受講いただきました。

② 専門家派遣

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するためにふさわしい専門家を、18 件（延べ 45 回（日））派遣しました。

③ 広報・誘客支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援しました。（「（5）情報発信」の項目で説明）

④ ネットワーク化支援

○ 拡大座談会

平成 23 年度は 22 回開催し、延べ 1,234 人に参加いただきました。

○ サポーターズクラブ

「美し国おこし・三重」の趣旨に賛同し、取組を応援していただける方に、「美し国おこし・三重」の PR や実行委員会の取組・パートナーグループの活動の支援をお願いするものです。

平成 23 年度末で、団体 69 件、個人 150 名の登録をいただきました。

⑤ 財政的支援

パートナーグループの活動の自立・持続性を高め、地域に貢献する取組として認定されたプロジェクトに係る初期投資の費用等を対象に 6 件、市町と合わせて約 451 万円（内、実行委員会負担約 240 万円）支援しました。

（5）情報発信

「美し国おこし・三重」の理解促進を図るとともに、地域での「美し国おこし・三重」活動（個々のパートナーグループの活動）の認知促進に焦点をあてた情報発信や取材依頼を行いました。

また、「美し国おこし・三重」の広報紙やホームページ、メールマガジン、テレビ・ラジオ・新聞での広報等を行ったほか、マスコットキャラクターや

広報グッズを活用して県内外のイベント等において取組のPRを行いました。

(6) 「美し国おこし・三重」基本計画の改定（別紙1）

平成20年11月に策定した「美し国おこし・三重」基本計画を改定しました。

(7) 県民力拡大プロジェクト実施計画の策定（別紙2）

平成26年の県民力拡大プロジェクトについて、実施計画を策定しました。

3 平成24年度の取組について

(1) 地域での美し国おこし

「美し国おこし・三重」の取組の基本である、地域の皆さんによる地域をよりよくしていくこうとするグループの発掘や活動の支援を、市町をはじめとするさまざまな主体と連携し、引き続き次のように行います。

① 座談会の開催

座談会は、地域づくりに関心のある皆さんや、既に地域づくりに取り組まれている皆さんなど、地域をよりよくしていくこうという思いをもつ住民の皆さんのが集まる場です。330回を目標に開催し、地域の課題やビジョンについて話し合い、その解決策や方向性等を考えていきます。

② パートナーグループ登録

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、住民の皆さんのが主体となり自発的に地域をよりよくしていくこうとする活動を行うグループにパートナーグループとして登録していただきます。

平成24年度は、一部登録手続きの簡素化を図るなど、さらに積極的にパートナーグループの登録を進めていきます。

③ パートナーグループへの支援

人材育成研修、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行います。（「(4) 扱い手の育成と支援」の項目で説明）

(2) テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

県内各地域のパートナーグループの活動について共通する分野の活動ごとに連携する「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」を、平成26年の県民力拡大プロジェクトに向けて、イベント手法を活用し、情報発信力を高めて、全県的・広域的に展開します。

① 「地域の誇り・地域の夢」

「人と地域の絆づくり」を理念に、平成23年度に引き続き、次のプロジェクトに取り組みます。

○ 物語おこしプロジェクト

地域にまつわる歴史や逸話・謂われ等の「物語」の掘りおこしや、さらに掘りおこした「物語」を活用したさまざまな活動を支援、実施していく

ます。

② 「つむぐ想い・つながる心」

「人と人の絆づくり」を理念に、平成24年度から新たに次のプロジェクトに取り組みます。

○ 人と人の絆づくり実践プロジェクト

県民の皆さんへの参加・参画による、「人と人の絆づくり」を「知る」、「学ぶ」、「考える」、「楽しむ」の視点から実践するイベントを開催します。

○ 人と人の絆の場づくりプロジェクト

「人と人の絆づくり」をめざした「場づくり」を目的としたさまざまな取組を支援、実施していきます。

(3) 節目に行う効果的な情報発信の取組

改定された基本計画に基づく新たな取組内容を県民の皆さんに周知し、関心・期待感を喚起するとともに平成26年の県民力拡大プロジェクトに向けた取組を開始します。

(4) 担い手の育成と支援

① 人材（地域づくりのリーダー）育成

地域づくりの担い手となる人材の育成を目的として次の研修を行います。

○ マネジメント研修

組織を安定的に運営し活動を継続させるため、いかに資金を確保するかなど、地域づくりグループの活動を継続させるための研修を県内の3会場で実施します。

② 専門家派遣

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するために、それぞれの案件にふさわしい専門家を派遣します。

③ 広報・誘客支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援します。（「(5) 情報発信」の項目で説明）

④ ネットワーク化支援

パートナーグループの成果発表や交流の場を設け、他のパートナーグループとの交流・連携の輪を広げるとともに、パートナーグループとサポーターとの協力、連携を進めることで、活動の活性化につなげていきます。

○ 拡大座談会

「地域での美し国おこし」の一層の推進のため、地域や活動分野を越えた連携・交流のきっかけづくりや「美し国おこし・三重」の取組をアピールするための拡大座談会を開催します。

○ 「美し国おこし・三重」サミット（仮称）

パートナーグループの皆さんのお活動内容や成果をお互いに発表し合い、次年度以降に向けた抱負を語り合います。また、平成26年の県民力拡大プロジェクトに向けて、パートナーグループの皆さんはもちろん県内外の皆さんのが注目し、機運の醸成を図るための場づくりを行います。

⑤ 財政的支援

パートナーグループの活動の持続性を高め、地域に貢献しながら安定した活動が行えるよう、グループの自立・持続性を高める活動として認定されたプロジェクトに係る初期投資に対して支援します。

また、市町を含む地域のさまざまな主体が参画する実行委員会などによる新たな取組もしくは既存の取組でバージョンアップする部分に対して支援します。

（5）情報発信

- ① シンボルマークやマスコットキャラクターをより一層活用するとともにサブタイトルやタグラインを使用するなど、情報発信力を高め、取組全体の認知・理解の促進を図ります。
- ② 「地域での美し国おこし」や個々のパートナーグループの活動の認知促進について、個々のパートナーグループに焦点をあてた情報発信をさまざまな媒体を通じて行います。
- ③ 「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」の取組の積極的な情報発信を行います。
- ④ マスコミ媒体各社をはじめ、メディアに対して情報発信していきます。また、ネット社会に対応した情報発信も進めます。
- ⑤ パートナーグループが自ら積極的に情報を発信する機運を高めるとともに、地域の皆さんのが地域のことを情報発信しようとする取組との連携を図ります。

「美し国おこし・三重」基本計画の改定について

1 改定理由について

「美し国おこし・三重」の取組に対する県議会や市町などのご意見、パートナーグループへのアンケートや「美し国おこし・三重」評価委員会による評価などの検証の結果、次のような課題が明らかになりました。

- コンセプトやめざす姿を伝えきれていない
 - ・ 取組の理念やめざす姿、進め方が分かりにくい
 - ・ パートナーグループとこの取組に参加する意義・目的が共有されていない
 - ・ 地域がどれだけ元気になったかなどのアウトカムの目標が必要である
- 県民の皆さんの参加・参画が少ない
 - ・ 県民の皆さんの参加・参画を促進する施策が少ない
 - ・ 県民の皆さんの取組に対するプライドが感じられない
- 広報力と認知度が不足している
 - ・ マスメディアの活用など、広報の強化が必要である
 - ・ 県民の皆さんの認知度が低い
- 既存の中間支援組織との連携・協働が不足している

このようなこれまでの取組の検証結果と「みえ県民力ビジョン」の考え方に基づき、本基本計画を改定し、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進していきます。

2 目的の修正及び主な改定点について

(1) 目的の修正

「特色ある地域資源を生かした自発的な活動の協創による
自立・持続可能で元気な地域づくり」

(2) 主な改定点

次の3点について改定を行いました。

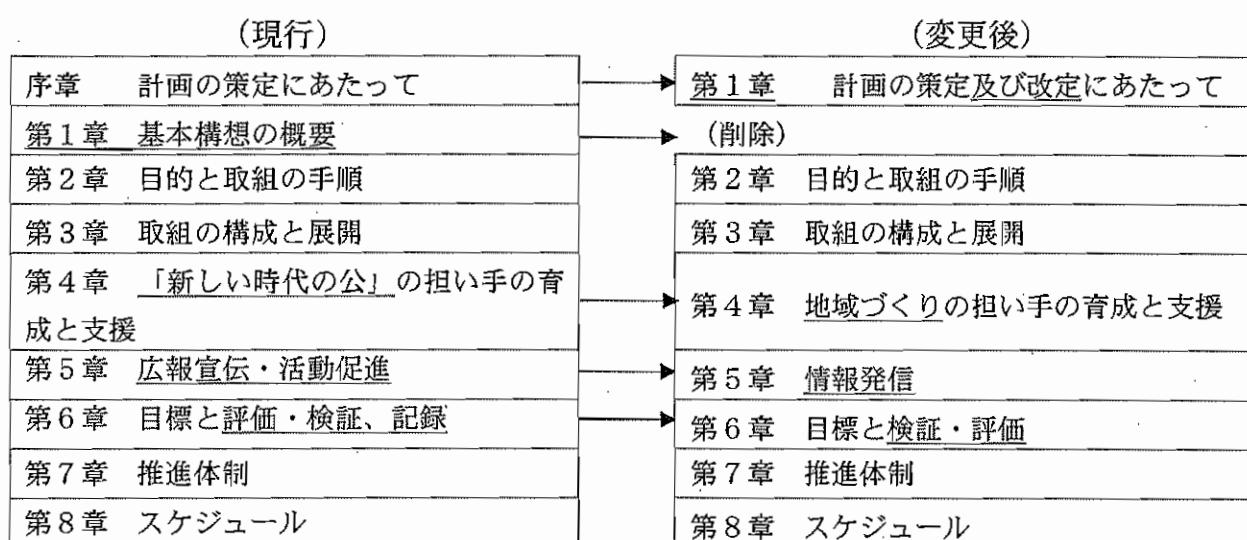
- ① 平成26(2014)年に実施する県民力拡大プロジェクトの内容を明示すること。
(第3章 取組の構成と展開)
- ② イベント手法*を活用し、テーマプロジェクト等の取組の一体感や情報発信力を高め、パートナーグループの活動の促進を図ること。
(第2章 目的と取組の手順)
- ③ 取組終了後を見据え、地域や分野を越えた、個人やグループ、企業・団体間のネットワーク化の支援を図ること。
(第2章 目的と取組の手順)
(第4章 地域づくりの担い手の育成と支援)

※ 企画から準備・ネットワーク化の過程、活動の発表、評価、その後の成果の継承にいたる一連のプロセスを「取組」ととらえ、イベントの持つ一体感を醸成し、ネットワーク化を進め、情報発信力を高める効果を活用して、事業を単独で若しくは連続して展開していくこと。

3 構成について

現行基本計画について、章の名称変更や体系の組み替えを行いました。

- ① 序章を第1章として、基本計画の改定の理由や概要を記載し、章の名称を変更しました。
- ② 「第1章 基本構想の概要」を削除しました。
- ③ 第4章の名称を変更し、体系を見直しました。
- ④ 第5章の体系を見直し、「活動促進」を削除するとともに、章の名称を変更しました。
- ⑤ 第6章から「記録」を削除するとともに、章の名称を変更しました。



4 改定版の概要について

第1章 計画の策定及び改定にあたって

- 基本計画の改定の理由や概要（1、2を参照してください。）

第2章 目的と取組の手順

- 目的及び取組終了後のめざす地域の姿を明示
- 取組の柱
 - (1) 自発的な地域づくりグループへの支援
 - (2) 自立性・持続性を高める仕組みづくり
 - (3) 新たなイベントスタイルによる県民力の結集と成果の情報発信

第3章 取組の構成と展開

● 取組の構成

- (1) 地域での美し国おこし
- (2) テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし
- (3) 節目に行う効果的な情報発信の取組
 - ① 「美し国おこし・三重」オープニング〔平成21（2009）年〕
 - ② 県民力拡大プロジェクト〔平成26（2014）年〕

第4章 地域づくりの担い手の育成と支援

- パートナーグループの育成を、支援メニュー等を活用するとともに、既存の中間支援組織等と連携しながら実施します。
- 支援メニュー
 - ① 研修【人材（地域づくりのリーダー）の育成】
 - ② 専門家派遣
 - ③ 広報・誘客支援
 - ④ ネットワーク化支援
 - ⑤ 財政的支援

第5章 情報発信

- 周知： イベント手法を活用して「美し国おこし・三重」の最終年に向けた取組を展開し、幅広く取組への参加・参画をよびかけます。
- 宣伝： 交流・連携の拡大につながる活動情報や成果の発信、県民力拡大プロジェクトなど節目における参加・交流者数の増大につなげます。

第6章 目標と検証・評価

● 全体指標と目標

- ① 県民力拡大プロジェクト参加者数 延べ 20万人
- ② パートナーグループが地域内外のさまざまなパートナーグループや団体との間に構築したネットワーク数 3,000 グループ
- ③ 地域への愛着度 90%

第7章 推進体制

第8章 スケジュール

県民力拡大プロジェクト実施計画の概要について

取組の最終年である平成26（2014）年には、「美し国おこし・三重」の6年間の成果を県内外にアピールし、地域をよりよくしていこうとする三重の県民力を新たな時代に向かって拡大する県民力拡大プロジェクトを実施します。

1 コンセプト

- (1) 地域の住民の皆さん自らが、地域づくりグループ、企業・団体、行政などと連携し、「県民力」により地域のさまざまな課題の解決や新たな魅力の発信を行うなど、地域をよりよくしていこうとする活動を広くアピールしていきます。
- (2) 県民力を高めるために、「体験や学び、交流や仲間づくり、飲食やショッピングなど、多彩で魅力的な集客・交流プログラム」や「普通に楽しんでもらう、旅行してもらう、遊んでもらうことが地域貢献や社会貢献につながる集客・交流プログラム」などを全県で展開し、県内外からの参加・参画を積極的に呼びかけます。
- (3) 取組終了後も自立・持続可能で元気な地域づくりが三重県全域で展開され、めざすべき三重の姿となるよう、本プロジェクトを通じて高めた県民力を新たな時代に向かって拡大していきます。

2 県民力拡大プロジェクトの構成

県民力拡大プロジェクトでは、平成26（2014）年に向けて、パートナーグループとの連携をさらに図るとともに、県民の皆さんや県内企業、団体、生産者などの連携を強化することで、次のような3つの構成からなる多様性を有し魅力的な集客・交流事業を全県的に展開します。

(1) 「えんぱくみえ2014」

～パートナーグループ連動型集客・交流プログラムの全県展開～

期 間 平成26（2014）年春から半年程度

場 所 県内各地域

内 容

- ・ パートナーグループの活動場所における成果の披露を基本とし、半年間程度、県内各地域で集客・交流イベントを実施します。
- ・ 地域における絆づくりや特色ある地域資源の磨き上げといった「美し国おこし・三重」の取組の成果を生かし、パートナーグループだけではなく、地域づくりグループや事業者・企業・団体などさ

さまざまな主体が企画・実施するプログラムによる集客・交流イベントを開催します。

- ・ 県民や県外の観光客が気軽に参加できるように、エコツーリズム、タウンツーリズム、グリーン・ツーリズムなどのさまざまなタイプの集客・交流プログラムづくりを支援します。
- ・ パートナーグループをはじめとする地域の皆さんに、地域のさまざまな課題の解決や新たな魅力の発信に取り組む、体験や学び、交流や仲間づくり、飲食やショッピングなどのプログラムづくりを支援します。
- ・ プログラムを魅力的に紹介し、集客するための広報を行います。

(2) 「三重県民大縁会」^{だいえんかい}

～パートナーグループ・県民参加型地域づくりカンファレンス～

期 間 平成26（2014）年秋の数日間

場 所 三重県営サンアリーナ（伊勢市）

- 内 容
- ・ 「美しき国おこし・三重」の取組の締めくくりとして実施します。
 - ・ 全パートナーグループが一堂に会し、6年間培ってきた成果を発表し、その後の活動の継続についての展望を語り合う場を設けます。
 - ・ 県内外からの集客を図るため、集客を見込める分野に注力した出展やさまざまな分野における成果のカンファレンスなどを企画します。

(3) 地域づくりに関する全国大会等の誘致・実施

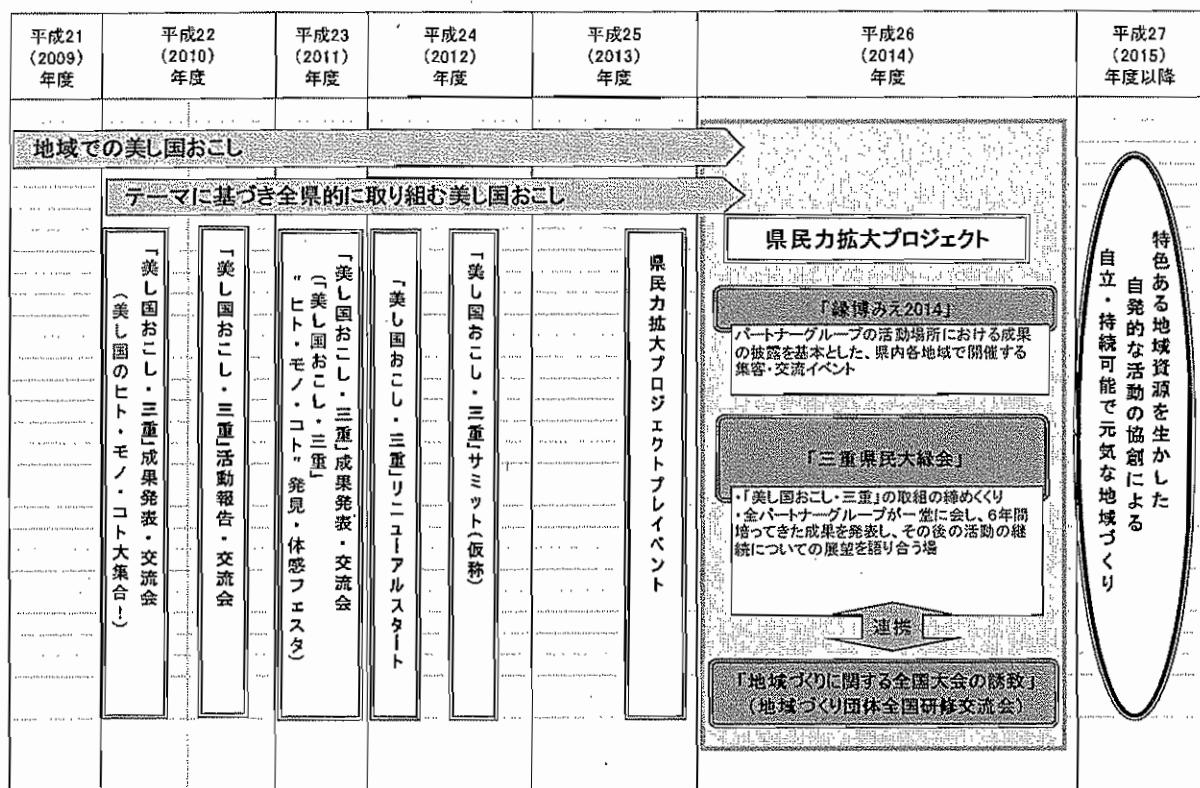
～「地域づくり団体全国研修交流会三重大会（仮称）」の誘致～

期 間 平成26（2014）年秋

場 所 県内各地域

- 内 容
- ・ 地域づくりに関する全国大会などを誘致し、「美しき国おこし・三重」の取組の成果などを生かした地域づくり活動の披露の場づくりを実施します。
 - ・ 取組終了後の活動の継続や発展につなげるため、パートナーグループをはじめとする地域づくり関係者の皆さんの交流が深められるよう、他のイベントとの連携を図りながら実施します。

【県民力拡大プロジェクトのスケジュール・構成図】



3 「縁博みえ 2014」について

(1) 概要

「縁博みえ 2014」は、パートナーグループの活動場所における成果の披露を基本とし、平成 22 年度から 5 年間にわたり推進する「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」で培われてきた、パートナーグループが企画・実施する多様なプログラムをはじめ、地域づくりグループや事業者・企業・団体などさまざまな主体が企画・実施するプログラムによる多彩で魅力的な集客・交流イベントを開展します。

(2) 企画のポイント

集客・交流プログラムを企画するにあたり重要なポイントは、県民の皆さんに興味・関心を持っていただき、参加・参画したくなる魅力的なプログラムにすることです。

「美し国おこし・三重」集大成イベント実施計画策定調査の調査結果から、県民の皆さんのが興味・関心を持つ活動分野は「食」、「観光振興」、「祭り・イベント」が上位となっていることから、「縁博みえ 2014」を成功させるために、「楽しく」、

「ためになる」、「面白い」活動をベースとした多彩で魅力的な集客・交流プログラムにしていきます。

(3) 内容

取組最終年となる平成26(2014)年の春から半年間程度の期間に、県内各地域で多彩で魅力的な集客・交流プログラムを展開します。

期間：平成26(2014)年4月～11月（予定）※半年間程度

場所：県内各地域

(4) 誘客の仕組み・体制

- ① エージェント等とのきめ細やかなコミュニケーション・連携を検討します。
- ② 実行委員会参与への情報提供を密にし、旅行商品化を検討します。合わせて、運輸部門の実行委員会委員にも同様に働きかけを行います。
- ③ 広報面では、マスメディア及び印刷媒体（ガイドブックの制作等）を中心にPRを展開するとともに、SNS（フェースブック、ツイッター等）を活用した情報発信やキャラバン隊の結成などを検討し、県内外から注目される広報・宣伝を実施します。
- ④ 企業・団体などが実施するCSRなどとの連携や、パートナーグループのネットワークの活用など多面的な誘客を図ります。

(5) プログラム実施主体

「縁博みえ2014」の実施主体は、次の場合が考えられます。

- ① パートナーグループが主催し、実施主体となる場合
- ② 「美し国おこし・三重」実行委員会が、パートナーグループなどへ委託する場合
- ③ 「美し国おこし・三重」実行委員会が主催し、実施主体となる場合
- ④ 企業・団体などが主催する場合

(6) 集客・交流プログラムのイメージ（例）

- ① ソーシャルレジャー

○ 概要

- ・ ソーシャルレジャーとは、社会貢献活動（ボランティア活動）に、誰もが楽しめるレジャー活動を組み合わせたボランティアの新しい考え方です。例えば、環境整備や清掃活動などの「社会貢献活動」と、地元料理やウォーキングなど「お楽しみ・体験等のレジャー」の組み合わせが“ソーシャルレジャー”です。
- ・ 社会貢献活動にレジャーの要素を加え、情報発信力を高めることで、活動の周知・参加者の増加につなげ、パートナーグループの活動の自立性・

持続性を高めるとともに、県民の皆さんのが地域資源の再発見や地域課題の解決などに関心をもち、自ら行動するきっかけとして、気軽に地域づくり活動に参加できる集客・交流プログラムです。

時期：平成26（2014）年4～11月

場所：県内各地域

② 歴史散歩／物語ツーリズム

○ 概要

- ・ 「歴史散歩／物語ツーリズム」とは、三重県内の各地の歴史や物語・言い伝え、由緒ある街道等の歴史的資産等、地域の有形無形の「宝」を再発見し、その物語に関わる名所・旧跡をつなぎ合わせる集客・交流プログラムです。
- ・ ツアーについては、子どもたちが地元の歴史・文化等に関心をもち、地域への愛着や誇りをもっていただけることをめざすとともに、街道各所の歴史・言い伝えを学びながら周回し、地域の物語などに関連する「郷土料理」などの提供やスタンプラリー、オリエンテーリング等により、参加者に「楽しみ」を感じていただく仕掛けも付加するなど、関連するテーマを設定することで、異なる街道ツアーへの参加意欲を高めるストーリーやルート開発をめざします。

時期：平成26（2014）年4～11月

場所：県内各地域

③ つながって meal 三重（仮称）

○ 概要

よいものをつくろうとしている農家・漁師の皆さんがあられた作物や魚介類を使った料理をランチで頂いた後に、その場でワールドカフェを開催します。また、農家、漁師の皆さんと直接対話することを通じて、<土・海>と<お皿>のつながりを実際に感じ、参加した皆さん一人ひとりが、豊かな地域の食文化の担い手となるとともに、地域の「農」「漁」、また食の安全安心などの地域資源や地域の課題に気づく契機となることをめざした集客・交流プログラムです。

（一部） 三重のさまざまな農家・漁師の皆さんの紹介

（二部） 農家・漁師の皆さんがあられた作物や魚介類を使ったランチの試食

（三部） 農家・漁師の皆さんと県民の皆さんによるワールドカフェ

時期：平成26（2014）年4～11月

場所：県内各地域（飲食店貸切り、もしくは、県内公共施設を利用）

4 「三重県民大縁会」について

(1) 概要

- ① 6年間にわたる取組の締めくくりとして実施します。
- ② 全パートナーグループが一堂に会し、6年間培ってきた成果を発表し、その後の活動の継続についての展望を語り合う場を設けます。
- ③ 県内外からの集客を図るため、集客を見込める分野に注力した出展やさまざまな分野における成果のカンファレンスなどを企画します。

(2) 企画のポイント

- ① 県内外からの集客を図るため、「食」、「観光」、「イベント・祭」といった分野の「楽しく」、「ためになる」、「面白い」活動であることを発信できるものにします。
- ② 「縁博みえ 2014」で、各地域において行われたプログラムの全県版を実施することで、取組の成果としての位置づけをより強くアピールするとともに、情報発信力をより高めていきます。

(3) 誘客の仕組み・体制

- ① エージェント等とのきめ細やかなコミュニケーション・連携を検討します。
- ② 運輸部門の実行委員会委員にも働きかけを行います。
- ③ 広報面では、マスメディア及び印刷媒体（ガイドブックの制作等）を中心とするPRを展開するとともに、SNS（フェースブック、ツイッター等）を活用した情報発信やキャラバン隊の結成などを検討し、県内外から注目される広報・宣伝を実施します。
- ④ 企業・団体などが実施するCSRなどとの連携や、パートナーグループのネットワークの活用など多面的な誘客を図ります

(4) 内容

- ① 実施時期：平成26（2014）年秋の数日間
- ② 実施場所：三重県営サンアリーナ（伊勢市）
- ③ 実施概要：全パートナーグループが一堂に会し、6年間培ってきた成果を発表します。今後の活動につながる交流の場を設けるとともに、県民の皆さんとパートナーグループとの接点となるコンテンツを開設します。
- ④ 構成案：
 - 【ステージイベント】
 - ・ 「美し国おこし・三重」実行委員会会長（知事）による開会宣言
 - ・ 著名人（三重の文化人や地域おこしの第一人者）による基調講演

- ・ 集客ステージ

三重ゆかりのアーティストや三重のご当地キャラクターによるパフォーマンス

【カンファレンス】

- ・ パートナーグループ成果発表

さまざまな分野におけるパートナーグループの成果発表

- ・ 拡大座談会

各分野ごとのパートナーグループ同士の今後の活動に向けた
交流・連携の場

【テーマプロジェクト出展】

- ・ 各地域で実施されている誘客系のテーマプロジェクトを、その場で体験できるコンテンツにしてブースを開設

- ・ 各地域で実施されている販売系のテーマプロジェクトについて、物販ブースや飲食ブースを開設

- ・ 各地域で実施されている運動系のテーマプロジェクトを、その場で参加できるコンテンツにしてブースを開設

}

5 地域づくりに関する全国大会等の誘致・実施について

～「地域づくり団体全国研修交流会三重大会（仮称）」の誘致～

（1）概要

① 地域づくり団体関係者や地域づくりに興味のある方、行政関係者を対象に、自主的・主体的な地域づくりの推進に資するための全国レベルの研修及び相互の情報交換等の場として、平成6（1994）年以降毎年開催され、平成24（2012）年に第30回大会を迎えます。

② 地域の皆さんと全国からの参加者全員の交流の場である「全体会」と、各地域の地域づくりの現場を披露し、研修・情報交換の場とする「分科会」で構成されます。

（2）企画のポイント

① 地域の皆さんの自発的・主体的な企画を基本とし、市町とともに支援します。
② 分科会の設置にあたっては、パートナーグループの活動のみならず、地域のさまざまな主体の参画を促進します。
③ 全体会は、「三重県民大縁会」と連携した内容を企画します。

（3）誘客の仕組み・体制

① 共催の地域づくり団体全国協議会が、各加盟団体へ開催案内を通知します。
② 周辺地域で開催される地域づくり団体が、集まる会合などでPRします。
③ 県民力拡大プロジェクトの一環として、情報発信していきます。

(4) 内容

- ① 地域づくりの現場における研修・情報交換の場である 10 から 15 程度を設置目標とする「分科会」を設け、各分科会の自主企画を実施します。
- ② 地域の皆さんと全国からの参加者全員の交流の場である「全体会」(主催者あいさつ、オリエンテーション、アトラクションなど) を設けます。

6 県民力拡大プロジェクトイベントについて

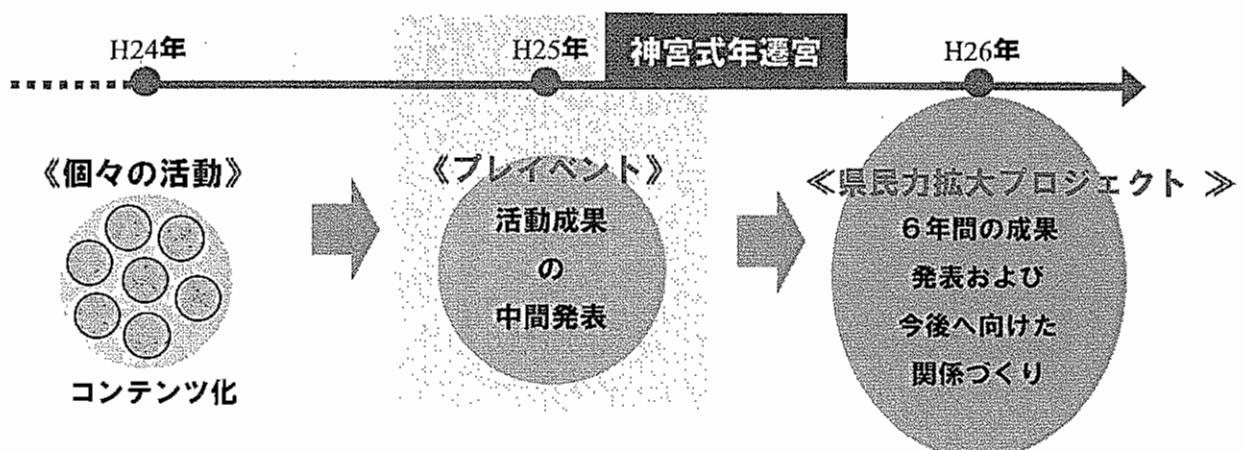
(1) 目的（必要性）

- ① 平成 26 (2014) 年の県民力拡大プロジェクトに向けて、平成 25 (2013) 年に、パートナーグループの活動成果の中間発表の場としてイベントを開催することで、パートナーグループの成功体験づくりと検証・改善による活動の更なる磨き上げが期待できます。
そのことにより、県民力拡大プロジェクトへのモチベーションの向上や参画促進の効果につなげることができます。
- ② 神宮式年遷宮により三重県への注目度が高まるところから、県民力拡大プロジェクトの県内外での注目を喚起するとともに、期待感の醸成を促進するため、情報発信力の強化を図ります。

(2) 概要

神宮式年遷宮により県内外から多くの皆さんのが訪れる絶好の機会を生かして、伊勢市でパートナーグループの活動成果の中間発表の場を設け、テーマプロジェクトで分類した誘客系・販売系・運動系による体験・物販や、著名人によるトークショーなどを組み込んだステージイベントも検討していきます。

また、誘客系の活動では、当該活動場所への誘客を図る企画も検討します。



11 地域スポーツの推進について

1 現状

本県では、平成22年度に、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現をめざして、スポーツに対する総合的な取組を進めるために、「第7次三重県スポーツ振興計画」を策定し、総合型地域スポーツクラブの創設、育成を支援するなど、地域スポーツの推進に向けた取組を進めています。

また、平成23年8月に施行された『スポーツ基本法』では、スポーツは、「人と人の交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する」とともに、「国民経済の発展に広く寄与するものである」とされており、スポーツの持つ価値を、これまで以上に多面的にとらえ、推進する必要があることが示されました。

2 課題・問題点

総合型地域スポーツクラブは県内28市町に63クラブ設立されていますが、財源、運営スタッフや指導者、活動場所などの課題をかかえていることから、「みえ広域スポーツセンター」の機能を強化して、クラブの創設・定着・発展に向けて、支援を行う必要があります。

本県では、平成33年の国民体育大会等の大規模大会を開催することとしています。

これらの大会を一過性のイベントにしないためにも、今後は、スポーツの多面的な効果を視野に入れ、様々な主体と連携・協働しながら、県民が広くスポーツに親しむことができる環境を整え、地域スポーツを推進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

【参考】

○広域スポーツセンターについて（文科省：スポーツ振興基本計画より抜粋）

総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、スポーツ活動全般について効率的に支援することのできるセンター機能を有する部署及び施設をいう。平成22年までに、各都道府県において少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成する。

○県内総合型クラブの設立状況等の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
設置市町数	18	19	20	23	27	28
クラブ数	45	50	50	54	61	63
会員数	21,171	23,256	22,864	21,748	24,216	24,280
準備数	8	5	3	6	2	1

3 今後の方針

- (1) 総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着のために、「みえ広域スポーツセンター」を中心として、各市町や（財）三重県体育協会、（社）三重県レクリエーション協会、三重県スポーツ推進委員協議会等の関係団体と連携・協働し、クラブ訪問による指導助言、情報発信やクラブ間のネットワークづくり、指導者などの人材育成に取り組みます。
- (2) スポーツを通した地域の活性化を検討するために、様々な主体（関係団体・企業等）による「みえのスポーツ・まちづくり会議」（仮称）を設置します。
- (3) 県民が広くスポーツを応援する仕組みづくりを進めるために、スポーツポランティアバンクやスポーツファンドの創設に向けた取組を行います。
- (4) スポーツを地域経済の活性化や観光振興などにつなげる「スポーツコミッショング」の推進に向けた市町の取組を支援するなど、スポーツを通じた地域の活性化を進めます。

12 スポーツイベントの開催について

1 現状

県民の皆さんのが、スポーツを「する」「みる」「支える」といった様々な関わりの中で、人と人、地域と地域がつながり、県民一人ひとりが夢と希望を持てるように、本県のスポーツ推進を図る必要があります。

このような中、スポーツイベントを開催することにより、県民の皆さんのがスポーツへの関心を高めるとともに、広くスポーツに取り組む機会を創出しています。

2 課題・問題点

(1) 「みえスポーツフェスティバル」は、平成11年度から開催しており、概ね毎年9月から10月に実施しており、平成23年度は65種目で、約28,000人の参加者がありました。スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図ることができ、参加者の満足度も高くなっています。

今後は、より一層の周知を図り、大会の充実を図る必要があります。

【参考】

○みえスポーツフェスティバル

年 度	21年度	22年度	23年度
実施種目数	65種目	65種目	65種目
満足又は概ね満足している割合	96%	96%	97%

(2) 「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」では、市町交流が進み、また参加者を含む関係者の満足度も約96%と高くなっていますが、昨年度の事業仕分けにおいて、大会目的を明確にするなどの必要性があるとの指摘を受けたこともあり、関係団体、関係機関とともに見直しをする必要があります。

【参考】

○美し国三重市町対抗駅伝（平成19年度が第1回大会）

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コース沿道応援者	120,000人	120,000人	120,000人	120,000人	125,000人
総合競技場及び周辺応援者	5,000人	8,000人	10,000人	10,000人	20,000人
市町交流市場（物産展）ブース	16	16	22	25	50
満足又は概ね満足している割合	84%	88%	93%	95%	96%

- (3) 「第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会」では、奈良県、和歌山県や熊野市、御浜町、紀宝町、下北山村、新宮市の開催市町をはじめ、関係団体・関係機関と連携・協働を深め、大会を成功に導く必要があります。

3 今後の方針

(1) 「みえスポーツフェスティバル」

実施種目団体、関係団体との連携・協力体制を強化し、参加者の拡大のために総合型地域スポーツクラブからの参加を促進するなどの取組を進めます。

(2) 「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」

昨年度の事業仕分けにおける様々な観点からの意見を踏まえたうえで、実行委員会を構成する関係団体とも、大会名称、目的、運営方法等について検討を進め、より県民の皆さんのスポーツへの関心が高まるように取り組みます。

(3) 「第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会」

国内及び三重県・奈良県・和歌山県の少年少女と、野球や交流行事を通じて国際理解を深め、国や地域を越えた友情を育むとともに、平成23年度の台風12号により、被災された地域とそこに暮らす方々を勇気づけることができる大会になるよう準備を進めます。

第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会開催について

1 目的

世界の国・地域から少年少女を招き、国内及び三重県・奈良県・和歌山県の少年少女と、野球や交流行事を通じて国際理解を深め、国や地域を越えた友情を育むとともに、平成23年の台風12号により被災された地域とそこに暮らす方々を勇気づけることを目的とします。

2 大会スローガン

『つなげよう絆 届けよう紀伊半島から勇気・希望・笑顔』

～KIZUNA from KII PENINSULA: Spreading Courage, Hope & Smiles Throughout the World～

3 期間

平成24年7月22日（日）～7月30日（月）

4 内容

- (1) 国際野球連盟（IBAF）選任コーチの指導による野球教室
- (2) 海外2カ国の野球チームを招き、三重・奈良・和歌山県内の野球チームとの交流試合
- (3) 開催各県の地域特性を活かした参加少年・少女との交流行事
- (4) 参加者同士の親交を深めるパーティー
- (5) その他

5 主催

財団法人世界少年野球推進財団、三重県、奈良県、和歌山県、

熊野市、下北山村、新宮市、紀宝町、御浜町、

財団法人日本野球連盟

6 実施主体

第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会実行委員会

7 会場

開会式 くまのスタジアム（雨天時：熊野市体育館）

閉会式 くまのスタジアム（雨天時：熊野市体育館）

野球教室 くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場、
山崎運動公園多目的グラウンド

交流試合 くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場、
下北山スポーツ公園、くろしおスタジアム

交流行事 熊野市、紀宝町、御浜町、下北山村、和歌山県内
熊野市文化交流センター、みどりや（熊野市）、

記念パーティー 熊野俱楽部

参加者宿舎 熊野少年自然の家、熊野市青年の家
下北山スポーツ公園宿泊施設

8 参加国・地域（15か国・地域）

（1）野球教室参加国・地域（13か国・地域）

アメリカ、インド、カナダ、コートジボワール、スペイン、台湾、チェコ、
ニュージーランド、フィジー、フランス、ベネズエラ、マレーシア、日本

（2）交流試合参加国（3か国）

韓国、中国、日本

9 参加者数（少年少女）

（1）野球教室：125名（海外60名、国内65名）

※ 国内外訳

	募集人数	応募者数
世界少年野球推進財団	30人	117人
三重県	15人	58人
奈良県	10人	43人
和歌山県	10人	11人
合計	65人	229人

（2）交流試合：210名（海外2チーム30名、国内12チーム180名）

※ 三重、奈良、和歌山 各県4チーム

県内は、熊野市、御浜町、紀宝町から4チーム

大 会 開 催 日 程

	野球教室(少年少女125名、シャボン12名、IBAFコーチ9名、ホストスタッフ30名、アシスタントコーチ16名、他)	交流試合(海外チーム36名、ホストスタッフ2名、アシスタントコーチ2名、開催地チーム各日36名)
	【宿泊先】 熊野少年自然の家(定員200名)	【宿泊先】 熊野市青年の家(定員54名)
7/22 (日)	・海外参加者来日、集合 用具配布(終日) ・国内参加者集合(14:00) 国内参加者結団式、用具配付	・海外チーム来日、集合
7/23 (月)	・用具配布(終日)、参加者オリエンテーション ○ウエルカムパーティー(17:00~19:00) 【みどりや(熊野市)】	・交流試合監督会議 ・交流試合チーム練習
7/24 (火)	○記念写真撮影(9:00~10:00) ○開会式(10:30~11:30) 【くまのスタジアム】(雨天:熊野市体育館) ○野球教室①(13:30~16:00) 【山崎運動公園健康運動広場】	○交流試合①(12:00~16:00) 【くまのスタジアム】
7/25 (水)	○野球教室②(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】 ●交流行事(13:30~16:30) 【熊野市】	奈 良 県 ●(移動及び準備) ○交流試合(12:00~16:30) 【下北山スポーツ公園】
7/26 (木)	○野球教室③(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】 ●交流行事(13:30~16:30) 【紀宝町】	○交流試合③(9:00~12:30) 【下北山スポーツ公園】 ●交流行事(13:30~16:00) 【下北山村】
7/27 (金)	○野球教室④(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】 ●交流行事(13:30~16:30) 【御浜町】	和 歌 山 県 ○交流試合④(9:00~12:30) 【くろしおスタジアム】 ●交流行事(13:30~16:00) 【和歌山県内】
7/28 (土)	○野球教室⑤(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】 ●交流行事(13:30~16:30) 【熊野市】 グッドwilルパーティー(18:00~20:00)【熊野市文化交流センター】 記念パーティー(19:00~21:00)【熊野俱楽部】	○交流試合⑤(9:00~12:30) 【くろしおスタジアム】 ●交流行事(13:30~15:30) 【和歌山県内】
7/29 (日)	○野球教室⑥(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、多目的グラウンド】 閉会式(13:30~14:30) 【くまのスタジアム】(雨天:熊野市体育館)	○交流試合⑥(9:00~12:30) 【山崎運動公園健康運動広場】
7/30 (月)		参加者帰国、解散

6

}

13 スポーツ施設の管理運営について

1 現状

- (1) 現在、県では、鈴鹿スポーツガーデン、ライフル射撃場、松阪野球場、総合競技場の4施設を所管し、平成21年度から第2期目の指定管理者（平成21年度から平成25年度の5年間）により、管理運営を行っています。（別表）
- (2) 施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、昭和63年に策定した「三重県営スポーツ施設整備方針」を見直し、昨年度、今後の本県におけるスポーツ施設整備のあり方や方向性を示す「三重県スポーツ施設整備方針」（別冊2）を策定しました。

2 課題・問題点

- (1) 本県のスポーツ施設の管理運営については、第2期目の指定管理期間が平成25年度末で終了することから、平成24年度には、第3期の指定管理者選定に向けた準備を行う必要があります。
- (2) 施設の老朽化や競技規則の変更等に対応し、地域スポーツや競技力向上の拠点となるよう、施設の整備・充実が求められています。

3 今後の方針

- (1) 次期指定管理者については、本年度に債務負担行為の設定を行い、平成25年度に、次期指定管理者の選定作業に取り組みます。
また、県営スポーツ施設については、指定管理者と連携しながら、県の中核的なスポーツ施設として効果的・効率的な運営を行うとともに、県民の皆さんのが安心して利用でき、スポーツに親しめる地域スポーツの拠点や競技力向上の拠点としていく必要があります。
- (2) 昨年度に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえ、三重県スポーツ推進審議会において、具体的な施設整備について検討し、「三重県スポーツ施設整備計画」（仮称）を策定します。

スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設

スポーツ推進局スポーツ推進課

	鈴鹿スポーツガーデン	ライフル射撃場	松阪野球場	総合競技場
所在地	鈴鹿市御園町 1669 番地	津市中村町字国主谷	松阪市立野町 1370 番地	伊勢市宇治館町 510 番地
設置年月	第1期 H4.10 / 第2期 H9.7 / 第3期 H19.4	S48.5	S50.8	体育館 S39.4/S47.4 競技場 S43.12/S48.5 トレーニングセンターH2.3
施設の概要	<p>□敷地面積 391,000 m² (第1期) ○サッカー・ラグビー場 (H4.10.11 供用開始) メイシングランド面積 14,432 m² 第1・2グランド面積 25,500 m² 第3・4グランド面積 28,600 m² メインスタンド地上 3階鉄筋コンクリート造 (第2期) ○屋内水泳場 (H9.7.12 供用開始) 建築面積 10,185 m²、延面積 18,807 m²、地上 3 階地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9.7.12 供用開始) ・管理棟: 建築面積 472 m²、延面積 1,168 m² 地上 3 階鉄筋コンクリート造 ・センターコート: 建築面積 1,581 m²、延面積 1,987 m²、地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート: 建築面積 3,465 m² 延面積 3,031 m²、地上 1 階鉄筋コンクリート造 ・屋外テニスコート: 延面積 16,100 m² ・屋外テニスコントロール棟: 建築面積 78 m² 延面積 105 m²、地上 2 階鉄筋コンクリート造 (第3期) ○体育館 (H19.4.1 供用開始) 延面積 4,308 m²、アリーナ面積 2,010 m² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造 (第3期以降) ○多目的広場 (H17.9.1 供用開始) 面積 5,212 m² ○クライミングウォール (H19.7.21 供用開始) 高さ 12m × 幅 4m</p>	<p>□敷地面積 21,055 m² ○管理棟 100 m² ○射場 スマールボアライフル 26 射座 エアライフル 26 射座 ビームライフル 2 射座</p>	<p>□敷地面積 25,182 m² ○野球場管理棟及びメインスタンド 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8,971 m² ○グラウンド 1 面 13,787 m² (両翼 92.8m、ホームセンター間 120m)</p>	<p>□敷地面積 85,628 m² ○体育館 (S39.4 供用開始) 建築面積 3,748 m²、延面積 5,783 m² 地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47.4 供用開始) 建築面積 968 m²、延面積 1,093 m² ○陸上競技場 (S43.12 供用開始) ・陸上競技場 (第1種公認) 400m ・補助競技場 (第3種公認) 300m ・メインスタンド建築面積 3,282 m²・延面積 2,906 m² 地上 3 階鉄筋コンクリート造 ・バックスタンド (S48.5 供用開始) 建築面積 2,470 m²、延面積 403 m² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ○トレーニングセンター (H2.3 供用開始) 建築面積 355 m²、延面積 345 m² 地上 1 階鉄骨造</p>
指定管理者 (H21-H25)	三重県体育協会グループ (財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV	三重県ライフル射撃協会	松阪市	三重県体育協会グループ (財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。
年間利用者数 (平成23年度)	457,088人	634人	25,511人	319,082人
指定管理料 (H21-H25)	<p>1,705,755千円 21年度 339,922千円 22年度 339,399千円 23年度 347,309千円 24年度 339,623千円 25年度 339,502千円</p>	<p>2,500千円 21年度 500千円 22年度 500千円 23年度 500千円 24年度 500千円 25年度 500千円</p>	利用料金収入等をもって、管理運営に要する経費とする	<p>294,846千円 21年度 58,870千円 22年度 59,118千円 23年度 58,870千円 24年度 58,786千円 25年度 59,202千円</p>

14 平成 33 年第 76 回国民体育大会の開催準備について

1 現状

(1) 開催状況について

国民体育大会は、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上、地域スポーツの振興などに寄与しており、毎年、各都道府県持ち回りにて開催されています。

本県においては昭和 50 年に「みえ国体」を開催し、昭和 63 年の京都大会からは 2 巡目の開催となっています。

なお、東海ブロックでは平成 6 年に愛知県、平成 15 年に静岡県で開催しており、平成 24 年には岐阜県で開催します。

(2) 内々定の経緯について

これまでの大会が果たしてきた意義や県議会における決議を踏まえ、昨年 11 月、文部科学省、日本体育協会に要望書を提出し、本年 1 月に平成 33 年第 76 回国民体育大会開催の内々定を受けたところです。

2 課題・問題点

(1) 多様な主体との連携について

平成 33 年の国民体育大会の開催準備を円滑に進めるとともに、県民総参加の大会とするため、市町や関係機関・団体等、多様な主体との連携を図る必要があります。

(2) 会場地市町の選定について

競技会の会場地となる市町の選定にあたっては、市町及び競技団体の開催希望や競技会の開催実績などを踏まえる必要があります。また、競技会場となる施設については、日本体育協会が定める「国民体育大会施設基準」に適合する必要があります。

こうしたことから、先催県では、各競技会の会場地となる市町の選定に概ね 2 年から 4 年の期間を要しています。

3 今後の方針

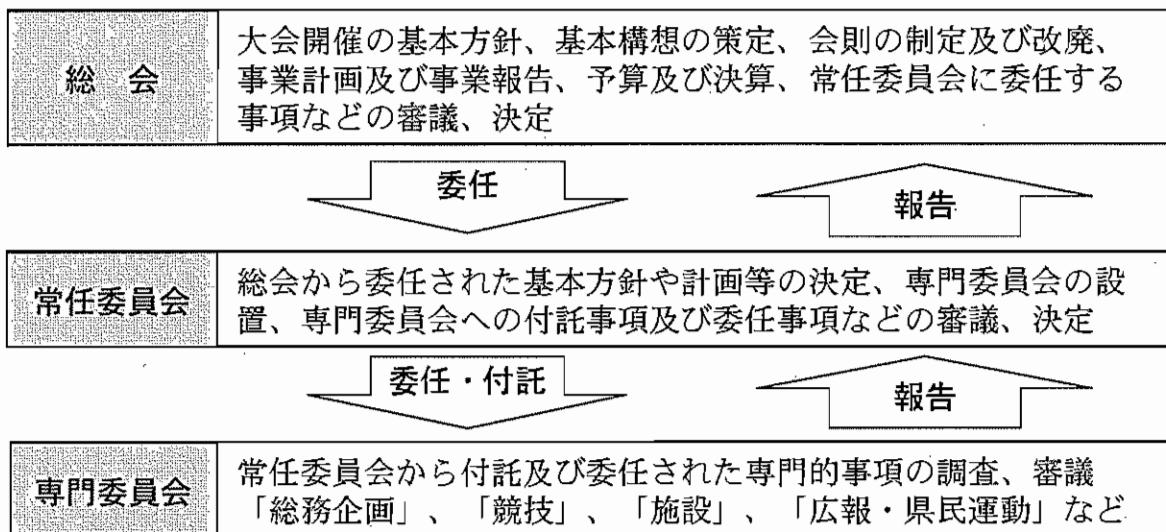
(1) 準備委員会の設立について

県内各界各層の代表者で構成し、大会開催の基本方針などを審議する「第 76 回国民体育大会三重県準備委員会」(仮称) を設立し、開催準備に取り組みます。

(2) 会場地市町の選定について

県内のスポーツ施設について、「国民体育大会施設基準」の適合状況をはじめ、交通アクセス、観客や駐車場の収容数等を含めた実態把握の調査を行い、また、準備委員会の設立後は、市町や競技団体との調整をしながら、会場地となる市町の選定に取り組みます。

【参考】 「第76回国民体育大会三重県準備委員会」（仮称）構成イメージ



国民体育大会の開催概要

(日本体育協会「国民体育大会開催基準要項」「同細則」より抜粋)

1 開催の根拠

スポーツ基本法 第26条

2 目的

- (1) 広く国民の間にスポーツを普及する。
- (2) スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図る。
- (3) 地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する。
- (4) 国民生活を明るく豊かにする。

3 主催

(財)日本体育協会、文部科学省、開催地都道府県

4 会期

本大会：9月中旬～10月中旬の11日間以内

5 実施対象競技 (平成24年3月22日現在)

(1) 本大会

<正式競技> (37競技)	
毎年実施競技 (34競技)	(1)陸上競技 (2)水泳 (3)サッカー (4)テニス (5)ボート (6)ホッケー (7)ボクシング (8)バレーボール (9)体操 (10)バスケットボール (11)レスリング (12)セーリング (13)ウェイトリフティング (14)ハンドボール (15)自転車 (16)ソフトテニス (17)卓球 (18)相撲 (19)馬術 (20)フェンシング (21)柔道 (22)ソフトボール (23)バドミントン (24)弓道 (25)ライフル射撃 (26)剣道 (27)ラグビー (28)山岳 (29)カヌー (30)アーチェリー (31)空手道 (32)クレー射撃 (33)ボウリング (34)ゴルフ
隔年実施競技 (4競技のうち3競技)	(1)軟式野球 (2)銃剣道 (3)なぎなた (4)トライアスロン ※4競技のうち、隔年実施競技として2競技を実施し、さらに残り2競技のうち、開催地選択競技として1競技を実施
<特別競技> (1競技)	
(1競技)	(1)高等学校野球(硬式および軟式)
<公開競技> (4競技)	
選択実施	(1)ゲートボール (2)グランド・ゴルフ (3)パワーリフティング (4)綱引 ※4競技の中から公開競技実施基準に基づき、選択して実施することができる。
<デモンストレーションスポーツ> [県民が対象]	
選択実施	(1)少年サッカー (2)フットサル (3)シーカヤックレースなど ※開催県が実施基準に基づき、実施競技を選択

※平成31年度以降の実施競技は、日本体育協会において見直すこととされている。

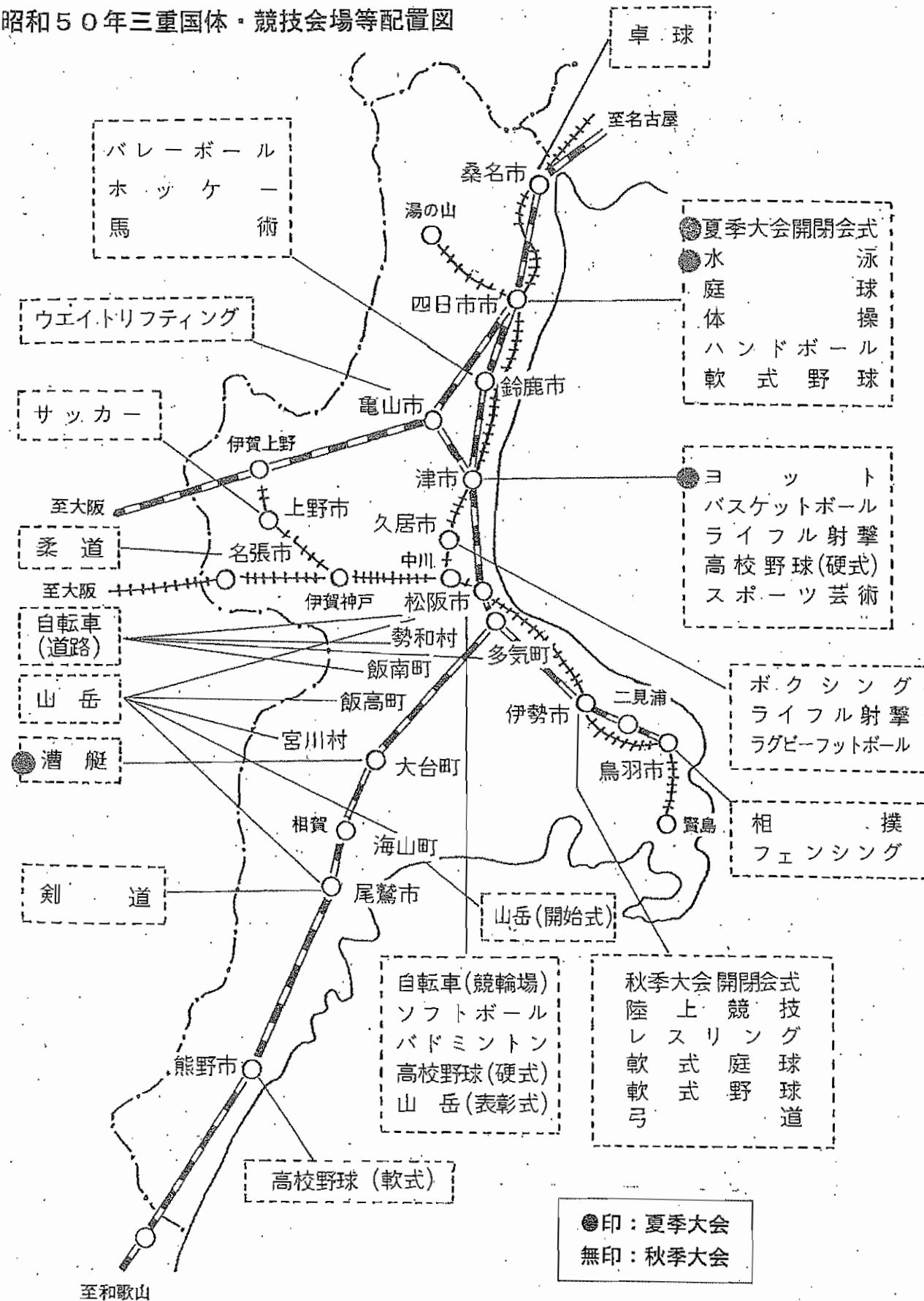
国体開催状況について

回	年度	開催県	順位	回	年度	開催県	順位	回	年度	開催県	順位
1	S21	京都他 4県	—	28	S48	千葉	23	55	H12	富山	44
2	S22	石川	—	29	S49	茨城	14	56	H13	宮城	43
3	S23	福岡	18	30	S50	三重	1	57	H14	高知	45
4	S24	東京他 4県	22	31	S51	佐賀	9	58	H15	静岡	41
5	S25	愛知	17	32	S52	青森	24	59	H16	埼玉	44
6	S26	広島	37	33	S53	長野	21	60	H17	岡山	36
7	S27	福島・宮城 ・山形	19	34	S54	宮崎	30	61	H18	兵庫	35
8	S28	四国4県	25	35	S55	栃木	36	62	H19	秋田	37
9	S29	北海道	24	36	S56	滋賀	30	63	H20	大分	40
10	S30	神奈川	22	37	S57	島根	28	64	H21	新潟	44
11	S31	兵庫	44	38	S58	群馬	47	65	H22	千葉	32
12	S32	静岡	42	39	S59	奈良	44	66	H23	山口	32
13	S33	富山	37	40	S60	鳥取	43	67	H24	岐阜	
14	S34	東京	43	41	S61	山梨	34	68	H25	東京	
15	S35	熊本	39	42	S62	沖縄	41	69	H26	長崎	
16	S36	秋田	37	43	S63	京都	35	70	H27	和歌山	
17	S37	岡山	43	44	H1	北海道	45	71	H28	岩手	
18	S38	山口	40	45	H2	福岡	46	72	H29	愛媛	
19	S39	新潟	42	46	H3	石川	25	73	H30	福井	
20	S40	岐阜	38	47	H4	山形	33	74	H31	茨城	
21	S41	大分	36	48	H5	香川・ 徳島	34	75	H32	鹿児島	
22	S42	埼玉	38	49	H6	愛知	24	76	H33	三重	
23	S43	福井	43	50	H7	福島	40	77	H34		
24	S44	長崎	30	51	H8	広島	35	78	H35		
25	S45	岩手	40	52	H9	大阪	36	79	H36		
26	S46	和歌山	45	53	H10	神奈川	42	80	H37		
27	S47	鹿児島	43	54	H11	熊本	29	81	H38		

※ 順位は天皇杯（男女総合）

※ 大会1巡目（1～42回） 大会2巡目（43回～）

昭和50年三重国体・競技会場等配置図



国民体育大会の果たしてきた意義と役割

国体は、歴史的・文化的に国民スポーツの振興及びスポーツ文化の発展において、主に以下のような貢献をしてきました。

1 わが国のスポーツ振興

都道府県対抗及び全国持ち回り方式により地方スポーツの振興が図られ、わが国のスポーツ振興に大きく貢献するとともに、都道府県のジュニア層をはじめとした各種スポーツの普及及び競技力の向上などに大きな影響を与えてきたこと。

2 スポーツの社会的地位の向上

国体の開催がスポーツ振興法に明記されるなど、わが国のスポーツのシンボル的な祭典として位置づけられ、歴史的・文化的にもスポーツの社会的地位向上に寄与してきたこと。

3 都道府県のスポーツ施設の整備及び競技団体等スポーツ組織・体制の充実

開催都道府県においては、国体開催を契機としてスポーツ施設が整備・充実されるとともに、都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織が充実されてきたこと。

4 各種指導者の育成と組織化の促進

都道府県における各種指導者が国体実施競技・種目を中心とした競技者育成に携わることにより、指導者の資質向上と全国的なネットワークづくりなど、組織体制の整備に寄与してきたこと。

5 郷土意識の高揚による地域の活性化

都道府県対抗の大会であり、選手や指導者並びに都道府県民の郷土意識の高揚など、地域アイデンティティーの醸成を通して地域の活性化に寄与してきたこと。

6 開催地におけるスポーツ文化・教育への貢献

開催都道府県における幼児や小・中学生に対するスポーツへの動機づけなどの教育的效果、さらには住民の「するスポーツ」のみならず「みるスポーツ」への興味・関心を喚起してきたこと。

7 開催地のPR 及び経済効果への貢献

国体開催に伴い、開催地域の社会資本の整備（道路及び宿泊施設等）、マスコミ等の報道によるPR効果、さらには経済効果の発展に寄与してきたこと。

このように国体は、国民スポーツの普及、競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に総合的に寄与してきました。

（出典：(財)日本体育協会「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」）

15 競技スポーツ水準の向上について

1 現状

(1) 競技スポーツの意義

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍は、県民の皆さんに夢、感動、勇気を与え、また、子どもたちにとっては、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに主体的に取り組むきっかけとなります。

(2) 本県の取組

本県では、国内外で活躍できるトップアスリートを育成し、競技力の向上をはかるために、平成 23 年度より「みえのスポーツ強化推進委員会」を設置し、短期、中・長期的な視点に立ち、選手の強化、ジュニア選手の発掘・育成、指導者の養成などに取り組んでいるところです。

2 課題・問題点

(1) これまでの成果

これまで、本県競技力の向上に取り組んできた結果、本県出身のアスリートが、オリンピックをはじめとする世界の舞台で活躍しています。また、国内においても、全国大会における本県の入賞件数は年々増加してきました。

さらに、国民体育大会においては、40 位台であった男女総合成績が一昨年、昨年と 32 位を獲得しました。

(2) 課題

今後は、平成 30 年に東海ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会や、平成 33 年に本県で開催される国民体育大会を一定の目標年次として、ジュニア選手の発掘・育成をはじめとした、中・長期的な競技力向上に取り組む必要があります。

【参考】

○全国大会における入賞数の推移（件）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
国民体育大会	48	47	50	47	62
インターハイ	29	25	28	31	29
全国中学校体育大会	5	9	11	13	10
合計（実績）	82	81	89	91	101

○国民体育大会における本県総合成績の推移

		男女総合成績		女子総合成績	
		順位	得点	順位	得点
第 62 回（平成 19 年）	秋田	37 位	795.0 点	38 位	427.5 点
第 63 回（平成 20 年）	大分	40 位	744.5 点	44 位	396.0 点
第 64 回（平成 21 年）	新潟	44 位	691.0 点	45 位	363.0 点
第 65 回（平成 22 年）	千葉	32 位	816.5 点	41 位	398.5 点
第 66 回（平成 23 年）	山口	32 位	858.5 点	44 位	359.0 点

3 今後の方針

今年度は、選手強化や指導者養成、小中学生を対象としたジュニア選手の発掘・育成に、引き続き取り組むとともに、新たに高等学校運動部の強化指定や優れた指導実績を有する「みえスポーツアドバイザー」による学校、競技団体等に対する助言など、競技力の向上に取り組むこととしています。

また、平成 33 年第 76 回国民体育大会の開催に向け、(財)三重県体育協会等の関係団体と連携し、中・長期的な競技力向上対策についても検討してまいります。

県民の夢
づくり

みえのトップアスリートの活躍が、県民に夢、感動、勇気を与える！

目的

オリンピック、世界選手権等で活躍するアスリートの養成

目標

中学、高校、大学・社会人の各カテゴリーで活躍！

競技スポーツジュニア育成事業

チームみえジュニア育成事業

① ジュニア選手の発掘・育成

小・中学生を対象とした、
ジュニア選手の発掘・育成

② ジュニア指導者養成

ジュニア指導者の資質向上

③ スペシャルコーチ派遣

優れた指導実績を有する指導者を
学校、競技団体に派遣

事業費:40,211千円

高校生アスリート育成事業

④ 高校運動部活動の強化指定

トップクラスの高校運動部を指定し、
強化活動を支援

⑤ トップアスリート研修会

高校生アスリートの資質向上を
推進する研修会の開催

⑥ 中高指導者研修

トップレベルの運動部指導者の
資質向上

⑦ 医・科学サポート

各分野のエキスパートの派遣による
効率的な選手強化

みえのスポーツ強化事業

⑧ 国体選手強化

20位台確保を目標とした
国体選手の強化

⑨ トップ選手強化

県内トップクラスの選手に対する
年間を通じた強化活動

⑩ 指導者養成

競技団体の指導者の資質向上

⑪ 環境整備

競技力向上に向けた備品整備

小中学生

高校生

高校生・成年

事業費:90,513千円

16 南部地域の活性化について

1 現状と課題

県南部地域では、東紀州地域と同様に、基幹産業である第一次産業が衰退とともに、若者の人口流出と高齢化が進行しており、また、財政基盤の弱い市町も多いことから、市町と連携した活性化の取組を進めることが必要です。

さらに、東紀州地域では、これまで取り組んできた熊野古道等の地域資源を生かした集客・交流や、一次産品を生かした産業振興に加えて、紀伊半島大水害から早期に復興する必要があります。

このため、「みえ県民力ビジョン行動計画」に、東紀州地域を含む 13 市町（伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町）を対象とした「南部地域活性化プログラム」を位置づけ、南部地域における諸課題の解決や活性化に取り組むこととしました。

平成 23 年度においては、市町の主体的な取組を機動的、包括的に支援する県の取組等について関係市町と協議を重ねるとともに、南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、「三重県南部地域活性化基金条例」を制定しました。また、平成 24 年度より「南部地域活性化プログラム」の推進組織として、新たに「南部地域活性化局」を設置しました。

今後、南部地域の活性化に向け、集落機能の維持、移住・定住の促進、雇用の創出を始め、産業振興、道路整備など幅広い分野にわたる諸課題に対応するため、総合的・横断的に調整を図り、取組を進める必要があります。

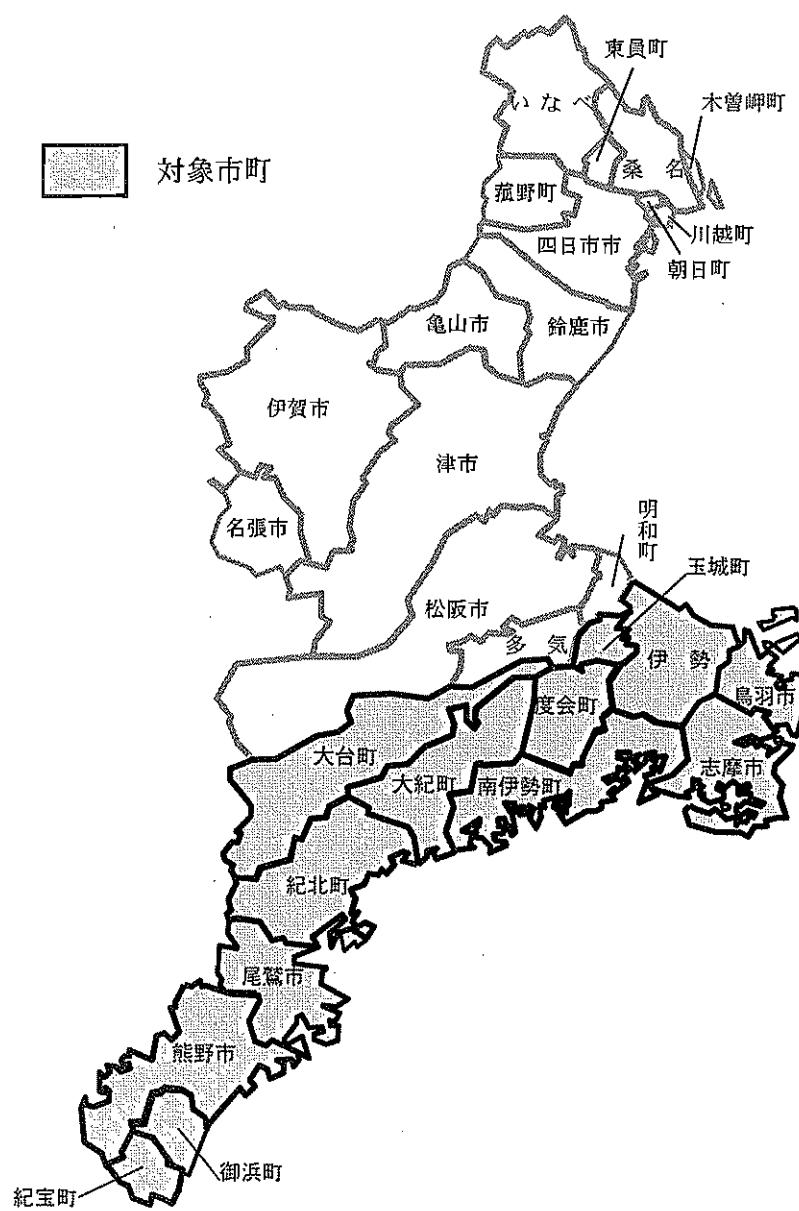
2 取組方向

関係市町・大学・県で設置した「南部地域活性化推進協議会」において、複数の市町が連携した取組などをコーディネートし、南部地域の活性化に向けて早期事業化を図ります。また、「三重県南部地域活性化基金」を活用し、市町が連携して行う若者の働く場の確保、定住を促進する取組等を支援するため、各市町の課題のマッチングに努めます。

さらに、市町、大学等と連携して、集落機能を維持するためのモデル的な取組や南部地域への移住を促進する情報発信を行うとともに、地域資源を活用した事業展開を進める企業と連携し、雇用の創出を図ります。

東紀州地域においては、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社や、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、集客交流・産業振興などの取組を一層推進していきます。

また、集落機能の維持や生活交通の確保など多岐にわたる南部地域の諸課題に対応するため、府内に設置した「南部地域活性化推進本部」を活用し、関係部局とともに市町と連携して、総合的・横断的に取り組みます。



17 東紀州地域の活性化について

1 現状と課題

東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が低迷しており、就労の場が少ないことから、若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が低下しています。

このため、県においては、平成5年度の東紀州地域活性化調査以降、地域の活性化を図るため、東紀州地域活性化事業推進協議会（現在：東紀州観光まちづくり公社）の設置、東紀州体験フェスタ、熊野古道の世界遺産登録、集客交流施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設の整備、世界遺産登録5周年事業、高速道路網整備、第一次産業の生産基盤の整備や販路開拓などに取り組み、集客交流や地域產品の開発など多くの面で、それらの成果が着実にあらわれ始めてきています。

とりわけ地域にとって重要な世界遺産「熊野古道」の活用については、保全との調和を図りながら、熊野古道の魅力発信、古道ウォークなどの誘客取組、語り部の養成等の受入体制整備を実施することで、熊野古道の入込客数は、世界遺産登録前の平成15年の約10万人から、平成22年には約28万人になりました。

しかし、昨年9月の紀伊半島大水害により東紀州地域は甚大な被害を受け、観光面でも大きな影響が出たことから、情報発信、ウォーキングやグルメ大会などのイベントを開催する等の取組を行いました。

これらの取組等により、徐々に回復の兆しは見えるものの、引き続き、その復興を最優先に取り組む必要があります。

また、平成25年度の高速道路ネットワークの概成や伊勢神宮式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年などは、今後の地域活性化と地域づくりにとって大きな好機であることから、引き続き、地域のさまざまな主体と連携して東紀州地域の振興を図っていく必要があります。

2 取組方向

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、自然、歴史、文化など優れた観光資源を有していることから、これらの地域の宝に気づき、守り生かしていく集客交流の取組を推進します。

さらに、高速道路ネットワークの形成を推進します。また、東紀州地域の基幹産業である「かんきつ」農業や水産業などの第一次産業の活性化に向けて、農業基盤の整備や生産基盤の強化のための研究開発に取り組み、一次産品を生かした高付加価値化を図るとともに、新たな販路開拓を進めています。

一方、県と東紀州地域の5市町で構成する東紀州観光まちづくり公社を中心に、

地域と一体となって、観光振興、産業振興およびまちづくりを推進するとともに、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用して、さまざまな情報発信、企画展の開催や体験プログラムの実施などの取組を継続して推進します。

加えて、紀伊半島大水害により被害を受けた東紀州地域の復興に向け、復興をアピールする観光キャンペーンや地域と一体となった交流イベントを実施し、引き続き、風評被害・観光復興への対応を行うとともに、来年以降の高速道路の概成、伊勢神宮式年遷宮や世界遺産登録10周年などを好機ととらえ、地域の魅力発信や誘客促進を図るイベントや観光キャンペーンの準備を地域と連携して行っていきます。

また、奈良県、和歌山県と連携して取り組む「吉野・高野・熊野の国」事業において、スケールメリットを生かした効果的な情報発信等により、紀伊半島への誘客を図るとともに、さらに、世界遺産登録10周年に向けた取組も進めます。

18 過疎・離島地域の振興について

1. 現状

(1) 過疎地域

過疎地域自立促進特別措置法により、県内では、7市町（鳥羽市、尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町）と2市町の一部（津市のうち旧美杉村、松阪市のうち旧飯南町と旧飯高町）が過疎地域に指定されています。

同法に基づき、県では「三重県過疎地域自立促進方針」および「三重県過疎地域自立促進計画」を策定し、また、市町では「市町過疎地域自立促進計画」を策定し、これらの計画に沿って過疎対策を実施しています。計画の対象期間は、平成22年度～27年度までの6年間で、県計画における概算事業費は808億円、市町計画における概算事業費は9市町で1,578億円（うちソフト事業159億円）となっています。さらに、「過疎地域」とは別に、県の要綱で「準過疎地域」を指定し（旧勢和村、旧浜島町、旧大王町、御浜町）、これらの地域に対しては、県単補助金などによる支援を行っています。

(2) 離島地域

離島振興法により、県内では、志摩諸島〔神島、答志島、坂手島、菅島（以上鳥羽市）、間崎島、渡鹿野島（以上志摩市）〕の計6島が離島振興対策実施地域に指定されています。

同法に基づき、県では「三重県離島振興計画（平成15年度～24年度）」を策定し、鳥羽・志摩の両市とともに離島地域の振興に取り組んでいます。また、離島住民等の生活交通確保のため、鳥羽・神島航路（鳥羽市）、和具・賢島航路（志摩市）の支援を行っています。

2 課題

過疎地域・離島地域は、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、地域の担い手不足、地域活力の低下が起きるとともに、主産業である農林水産業や地場産業が低迷を続けており、企業立地も進まず雇用の場が不足しています。また、農地や山林の荒廃による自然災害被害の拡大など、公益的機能が低下しています。

これまでの取組により、道路、上下水道などの生活環境施設整備が効果的に進められてきましたが、防災対策や下水道整備などにおいて、依然として他地域との格差は解消されていません。

3 取組方向

「三重県過疎地域自立促進計画」や「三重県離島振興計画」に基づき、各部局にわたる総合的な措置を講じるとともに、「地域活性化支援事業」により、地域・集落における住民の身近な課題の解決や地域の活性化など市町の自立に向けた取組を支援し、過疎・離島地域の振興を図っていきます。

なお、離島振興法については、平成24年度末に期限を迎えることから、同法の延長および幅広く活用できる「交付金」の創設を国に提言するとともに、新たな「三重県離島振興計画」の策定に向け、関係市町とともに準備を進めます。

【県内の過疎・離島地域】

